

商業政策

河津暹著
大正三年復東大齋刊

14
695



始



河津博士講述

(非賣品)

商業政策

大正十二年度東京帝國大學講義

14-695



河津博士講述

(非賣品)

政 策

大正十二年東京帝國大學講義



商業政策 目次

第一章	商業政策ノ意義	一
第二章	外國貿易	一九
第三章	自由貿易ト保護貿易	三八
第四章	關稅並ニ關稅附隨ノ諸制度	一〇一

商業政策

目次

終リ

①

五大
1. E. S.
元内

商業政策

河津博士述

第一章

商業政策ノ意義



商業政策ハ經濟政策ノ一ニシテ直接ニ商業ニ關係スルモノノ總稱ナリ、此定義ヲ解剖スレハ

一 商業政策ハ經濟政策ノ一ナリ、

國家ハ國家ノ目的ヲ達スルカタメニ行フ施設方策ノ中ニテ國民ノ物質的^的生活ニ關係スルモノヲ總稱シテ經濟政策ト稱シ經濟政策中ニテ直接ニ商業ニ關係スルモノヲ商業政策ト稱ス。

經濟政策ノ存在ハ國民ノ經濟生活狀態カ國家ノ政策ニヨリテ變化スヘキモノナリト云フコト及々國家ハ國民ノ經濟生活ニ干渉スヘキモノナリト云フコトヲ前提トス。故彼ノモンテスキユ一等ノ學者ハ独リ國民ノ經

濟生活ノミニ限ラズ政治社会等ノ一切ノ現象ヲ學トテソノ原因ヲ自然ニ
求メテ之レヲ説明セントセリ。其ノ説ニ從ヘハ之等ノ一切ノ現象ハ自然
ソノモノニヨリテ予メ一定シ、我々人類ハ之レヲ改ムルコトヲ得スト云
フナリ。此ノ説正シキモノトセハ經濟政策ノ如キハ無用ナリト云ハサル
ハカラス。此ノ説ハ一時去ニ行ハレタレトモ今日之レヲ証認スルモノナ
シ。自然ガ社会現象ト親密ナル關係ノアルコトハ否定出来サレトモ一切
ノ現象ハ自然ノミニヨリテ定マリ人爲的ニ之レヲ動カスヘカラスト云フ
カ如キハ誤謬ト云ハサルヲ得ス。自然ノ状態カ何等ノ變化ヲ見サルニカ
カハラス其ノ國ノ盛衰、國民ノ生活状態カ大イニ變化スルコトアルハ正
大カ之レヲ証明ス。 *J. Cobden* カ曾テ論シテ、古上英國今日ノ富ヲ以テ
英國ノ位置ト自然ノ富源ニ歸スルモノアリ。然シテラ英國ヲシテ今日ノ
富ヲ致シタル自然ノ富源ト云フモノハ數百年ノ古ニ於テタマタマ麥クノ
外國ノタメニ蚕蝨セラル、原因ヲナシタリ。英國カ今日アルヲ得タルハ
實ニチユードル王家以承正朝ノ經濟政策カヨロシキヲ得タル結果ニ外ナ
ラストイヘリ。文明ノ程度カ尚ホ未タ低キ間ハ國民ノ生活状態ハ主トシテ

自然ニヨリテ定マルモノナレトモ文明ノ進歩スルニ從ヒ人類ハ自然ヲ利用
スルノ途ヲ知ルヲ得、之レヲ利用シ得タルモノカ經濟ヲ發達セシムルコト
ヲ得ルカ故ニ然ラサルモノハ養ヘサルヲ得サルナリ。果シテ然ラハ國民ノ
生活状態ハ自然ノミニヨリテ定マルモノニアラス、國民ノ努力ニヨリテ變
化セシムルコトヲ得ルナリ。而シテ國民ノ總合意志ノ發露トモ云フヘキ國
家ノ經濟政策ノ良否亦國民ノ生活状態等ニ大ナル影響ヲ及ホスヘキコト
ハ明白ナリト云ハサルヲ得ス。

經濟政策カ國民ノ生活状態ヲ變化シ得ルコトト國民ノ生活ニ干渉スルノ
可否トイフコト、ハ別向歟ナリ。古ノ學者ハ國民ノ政務ノ範圍ヲナルヘク
限定シ國民ノ力ニテハ到底ナシ餘ハサルモノノミニ限ラサルヘカラストイ
ヘリ。然ルニ現今ノ政治學者ハ國家ノ政務ヲカク限ラス、國民ノ幸福ヲ增
進サスカタメニハ相當ノ施設方策ヲ議スヘキモノナリトス。蓋シ國家カ國
民ノ生活ニ干渉スヘキヤ否ヤハ國民ノ自治能力ノ多少ニヨル、國民ニテ
自治能力ニ富ミ自ラ權利利益ヲ擁護スルコトヲ得ルノミナラス、他人ノ權
利々益ヲ尊重スルコトヲ得ルニ至レハ國民ハ円満ニ共同生活ヲ営ムヲ得ル

モノナレハ国家ハ特ニ国民ノ生活ニ干渉スル必要ナケレトモ、国民ニシテ
テノ能力ヲ缺クトキハ国家ハ内涵ニ共同生活ヲ営マシメ国民生活ヲ保
達セシムルカタメニ国民ノ経済生活ニ干渉セサルヲ得サルナリ、此ノ事
ハ理論上疑ヒナケレトモ實際ニ於テハ国家当局者ト国民トハヤ、モスレ
ハ国民ノ自治能力ニ関シテ見解ヲ異ニスルコトアリ、当局者ハコレヲ實
際ヨリハ低ク見テ干渉セントスル傾向アルトハ時ニ国民ハ之ヲ事實ヨリ
モ高ク見テナルヘク国家ノ干渉ヲ排斥セントスル傾向アリ、何レモ正当
ナル見解ニアラス、国民ノ自治能力ニツキテ正当ナル見解ヲ得ルコトハ
経済政策等ヲ行フ上ニ於テ最モ肝要ナルコトナリ、其ノ見解ニシテ誤リ
タリトスレハ寧ろ高キニ失シテ国民ノ生活ニ干渉セサルヲ以テ低キニ失
シテ之ニ干渉スルニ比シテ誤テ少キカ如シ、何トナレハ国民ノ自治能力
ナルモノハ漸次発達スルモノナレハ、假令今日ソノ自治能力ニ関スル見
解ニシテ誤リタリトスルトモ数年ノ右ニハ誤ラサル程度ニ進ムヲ得ヘキ
自治能力ノ見解ニシテ低キニ失スルトキハ時ヲ経ルニ從ツテ益々低クナ
リ、当局者ト国民トノ間ニ大ナル溝渠ヲ生スルニ至ル、国家カ経済政策

ヲ行フハ国家ノ目的ヲ達スル手段トシテ之レヲ行フニ外ナラサルカ故ニ
国家ノ眼中ニハ特ニ経済政策ナルモノナシ、唯學者ノ研究ノ便宜上国家
カ行フ施設方策中特ニ国民ノ物質的生活ニ干渉スルモノミヲ集メテ之
ヲ経済政策ト称スルニ過キスハ商業政策トイフコトモ亦之レトハシク學
者カ研究ノ便宜上経済政策ノ中特ニ商業ノミニ關係スルモノヲ集メテ之
ニ名付ケタルモノニ外ナラス、農業政策、工業政策トイフモノ亦之レトハ
シナリ、從テ商業政策等ヲ論スルモノハ常ニ國民經濟ノ立脚点ヨリ之レ
ヲ見サルヘカラス、個人ノ利用、階級ノ利益等ヨリ論スヘカサルハ勿
論、之ト反対ニ吾界經濟ノ立脚点ヨリ之レヲ見ルヘカラス、之レハ政策
ナル名称ヨリシテモ一疑ヒナキ所ナリ、其ノ結果國民經濟ノ立脚点ヨ
リ見テ商業ノ利益ヲ進取セシムヘキモノナリトモハ之レヲ進取セシムヘ
キハ勿論ナレトモ國民經濟ノ立脚点ヨリ見テ商業ノ利益ヲ抑圧スルヲ以
テ利益ナリトナストキハ之レヲ抑圧セサル可カラス、此ノコトハ理論上
毫モ疑ヲ入ル、所ナキモ、政策ヲ論スルモノカ動モスレハ特殊階級ノ利
ヲ進ムルコトヲ知リテ國民經濟ノ利益ヲ忘ル、コトアリ、コレハ根底ニ

於テ誤アリト云ハサル可ラス、

二、商業政策ハ直接ニ商業ニ干渉スルモノナリ、

直接ニ商業ニ干渉スルトイフコトハ間接ニ商業ニ影響ヲ及ボスヘキ施設方策ハ商業政策ノ研究ノ外ニアリト云フコトナリ、間接ニ商業ニ影響ヲ及ボスヘキ施設方策マテモ商業政策ニ於テモ講究スルトキハ其ノ範圍広キニ過キ、ミナラス他ノ政策ニ於テ講究スルヲ便利トスルモノマテモ之レヲ研究セサルヘカラサルニ至ルカ故ニ商業政策ハ直接ニ商業ニ干渉スルモノヲ指スモノナリトイハサルヘカラス、

商業ハ *Colman Smith* 等ノ学者ハ極メテ広ク解説シテ殆ント交換ト全意義ニ用フルモノアレトモ、其ノ後ニ至リテハ之レヲ極メテ狭ク解シテ貨物又ハ有價証券ノ需要ト供給トヲハカリテ技術上ノ変化ヲ之レニ加フルコトナクシテ売買スル管利行為ナリトイフナリ、尤モ学者中ニアリテハ生産ヲ広ク解シテ生産行為ノ中ニ之レヲ包含セシムルモノアレトモ生産ヲ狭ク解シタルトキハ商業ハ生産ノ中ヨリ除外セサルヘカラス、然ルニ商業ヲカクノ如ク狭ク狭スレハ商業ハ所謂商人商業ノミヲ指スコ

大

ト、ナリ工業家カ市場ノ状勢ヲハカリテ生産シ販売スルコトヲ商業ヨリ除外セサルヘカラサル結果ヲ生スルニ至ルカ故ニ学者ハ更ニ商業ノ意義ヲ拡張シテ之等ヲ包含セシムルニ至レリ、思フニ商業ハ商人商業ヲ本體トスルモノニシテ市場ニ於ケル需要ト供給トヲハカリテ供給要ク需要少キ時ト所トニ貨物ヲ求メテ之レヲ供給少ク需要ノ要キ時ト所トニ売リテ以テ其ノ間ニ利潤ヲ得ントスルモノナリ、經濟進歩スルニ従ヒ比較的ニ広キ市場ト現在未未トニ且リテ需要ト供給トヲ調節スル必要ヲ生スルモノナルカ故ニ此ノ種ノ行為ヲナスモノカ經濟社会ニトリテ甚タ必要ナルモノトナルナリ、商業ニ需要ト供給トヲハカリテ之ヲ調節セントスル心的作用ニヨリテ利潤ヲ得フトスルヲ以テ其ノ精神トナスコトヲ得ル以上ハ商人ノ宮ハ商業即チ商人商業カ商業ノ純粹ナル形ナリト云ハサル可カラサルト之等工業者ノ生産者カ特ニ注文ヲ受ケスシテ市場ノ状況ヲ察シテ生産販売スル行為ハタマタ工場ト商業トカ合体シテ現ハレタルモノニシテ従テ之等ノ生産者カ市場ノ状況ヲ察シテ之レニ適應シテ利潤ヲ收メントスル行為ハ依然トシテ商業ト称シテモ觀念上商業ナリトスルコト

七

ヲ得サルモノナリ、現ニ外国貿易ニ於テハ独リ商人ノミカ輸出入ヲナスニ止マラス、工業家、農業者等一切ノ生産者モ亦之レヲナスモノナレハ商業ハ独リ商人商業ノミニ限定スルトキハカヘツテ實際ニ適合セサル結果ヲ生スルニ至ル、要スルニ之レヲ行フヲ生産者タルト否トヲ問ハス苟クモ需要ト供給トヲ察シテ之レヲ調節スルコトニヨリテ利潤ヲ得ントスルモノアレハ商業ヲ営ムモノナリト云フコトヲ得ヘシ。

商業ノ經濟上ノ意義ハ上述セルカ如キモノナリ、其ノ經濟上ノ意義ハ其法律上ノ意義ト全部一致スルモノニアラス、法律上商業ト称スルモノハ其國ノ法律ニヨリテ備ハルモノナリ、我カ商法ニアリテハ第キキ條ノ客觀的商行為第キキ條ノ主觀的商行為ヲ含ムモノナリ、而シテ客觀的商行為ハ上ニ述フル經濟上ノ意義ト一致スルカ主觀的商行為ニ至リテハ原則トシテ經濟上ノ意義ト一致セサルモノナリ、經濟上商業ト称スヘカラサルモノヲ法律上商業ト称スル所以ハ實ニ沿革上ノ理由ニ基クモノナリ、我カ商法ノ母法ナル独乙商法ニ於テ主觀的商行為ヲ認メタルハ商法ハ十九世紀ノ始メニ至ルマテ諸國ノ經濟社会ノ基礎ヲナシタリシ、ギ

ルド制度ノ大ナル影響ヲ受ケタルモノナリ、即チ古語種ノ商人カ組合ヲ設ケテ取引ニ關係スルモノヲ網羅シ相互ノ取引ニ關シテハ特別ノ規約ヲ設ケテ之レヲ行ヒタリ、而シテ組合員トナルニハ嚴格ナル標準ニヨリテナシタルモノニハアラス、其ノ都市内ニ居住シテ平素往來取引スルモノヲ加入セシモノナレハ後ニ至リテ商法ヲ制定スルニ當リテ之ノ沿革ヲ無視スルコトヲ得ズ、主觀的商行為トシテ營業トシテ之レヲ行フモノハ各ク商業ナリトナシタルニ外ナラス、コノ沿革ヲ無視シ法文ノ意ニ基キテ商業ノ意義ヲ抽象的ニ定ムルカ如キハ決シテ當ヲ得タルモノニ非ス、商業政策ヲ其ノ内國商業ニ干スルト外國貿易ニ關スルモノトニ區別スルコトヲ得、

一ツヲ内國商業政策ト云ヒ、一ツヲ對外商業政策トイフ、對外商業政策ニ關シテ自由放任主義ヲ原則トスヘキカ否ヤニツキテハ後ニ論スルカ如ク古來異説アレトモ、内國商業ニ關シテハ國家ハ公益スハ他ノ社会階級ノ利益ヲ害セサル限リハナルヘク個人ノ活動ニ放任シテ之レヲ制限スヘカラサルモノナリトイフコトハ學者ノ殆ント一致スル所ナリ、内國商

業政策カ自由放任ヲ原則トスル理由ハ次ノ如シ、

一、内国商業 コレヲ何人ノ活動ニ放任スルトキニハ其國ノ資本並ニ労働
ヲ最も有效ナラシムルコトヲ得、何トナレバ内國ノ商業取引カ自由ニ行
ハルル結果生産者並ニ商人ノ間ニ於テ自由競争行ハレテ優勝劣敗^{原則}ニ基
生産條件ノ最モマサリ從テ生産費ノ最モ廉ナルモノカ勝ヲ占ムルナリ、
其ノ結果ソノ生産ニ関係スル資本労働ハ遂ニ其ノ生産條件ノ最モマサレ
ル土地ニ集中スルナラン、從ツテ生産費ヲ減少シ價格ヲ低廉ナラシムル
コトヲ得、之ヲ社会的ニ觀察スレハ同シ數量ノ生産ヲナスニ當リ比較的
ニ少量ノ資本労働ヲ以テ足レリトスレハ資本労働ヲ最モ有效ニ利用シタ
ルモノトイフ可ク、從ツテソノ節約シテ得タル資本労働ヲ以テ新ニ生産
ヲ起スコトハ其ノ國ノ經濟ヲ發達セシムルコトヲ得ルナリ、今例ヲカノ
*Rivarolo*ノ拳ケタル所ニ從テ説明スルニ、

此処ニ甲乙ニツノ土地アリ、各A及B貨物ノ全量ヲ生産スルモノト仮
定ス、此ノ際更ニ向意ヲ簡單ナラシムルカタメニ其國ニ於テハ甲乙ニ地
ノ生産スルA、Bヲ以テ其ノ需要ヲ満足スルモノニシテ他ニハ之レヲ生

産セサルモノト假定シ、交通ノ費用ハ全ク無キモノノミナラス甲乙何レ
ノ地ニ生産ヲ集ムルモ收穫邊減ノ法則ノ為メニ生産費ヲ増加スルモノニ
アラスト假定ス、乙ノ地ニ於テハA、Bノ生産費ハ各々九〇、八〇ナル
ニ拘ハラス、甲地ハ乙地ニ比較シテ生産條件劣レルカタメニA、Bノ生
産費ハ各々一〇〇、一二〇トナリタルトセハ甲地ノ生産物ハ到底乙地
ノ生産物ト競争スルコトヲ得ス、其結果A、Bノ生産ニ用ヒラレタル資本
労働ハ甲地ヲ去リテ乙地ニ集ルヘシ、而シテニツノ生産カ甲乙兩地ニ分
レテ行ハレシトキニハ其國ニ於テAノ生産ニ用ヒラレタル生産費八一五
〇、全シクBノ生産ニ用ヒラレタル生産費ハ二〇〇ナルニヒキカヘテ
A、Bノニツノ生産ハ乙地ニ集中シタルカタメニ生産費ハ減シテAノ生
産費八一八〇、Bノ生産費八一六〇トナリタルナリ、全シ數量ノモノヲ
生産スルニ當リテ比較的ニ少量ノ資本労働ヲ以テ之レヲナスヲ得、其ノ
節約セラレタル資本労働ヲ他ノ生産ニ用フルコトヲ得バ國民經濟ノ立場
ヨリ大イニ喜ハサルヲ得サルナリ、但シ此ノ事ハ國民經濟ノ立場ヨリ觀
察シタルコトニシテ地方ノ經濟ヨリミレハ自ラ結論ヲ異ニセサルヲ得ス、

乙地ハ競争ニ打チカツモノナレハ其ノ利益ハ国民経済ノ利益ト一致スレ
トモ甲地ハ自由競争ノタメニ其ノ資本労働ヲ失ヒテ衰ヘサルヲ得ス。之
レハ次シテ甲地ノ喜フ所ニアラス。併シ国民経済ヨリ見レハ甲乙何レノ
地カ盛大トナリテモ異ル所ナケレハ其ノ国ノ資本労働ヲ生産条件ノ最モ
マサレル地ニ移スヲ其ノ利用ノ途ヲハカルヲ喜フモノナリ。
国民経済ト地方経済トハ其立場ヲ異ニスルカ如ク、吾等経済ト国民経
済トハ又其ノ立場ヲ異ニスルモノナリ。前ニ掲ケタル例ニ於テ甲乙兩地
ヲ甲乙兩國トシテ其ノ間ニ自由競争カ行ハル、モノトセハ、A、B兩生
産ニ関係スル資本労働ハ甲國ヲ去リテ乙國ニ集ルヘシ。此ノ事ハ吾等經
済ノ立場ヨリスレハ望マシキコトナリ。併シナカラ甲國ノ立場ヨリ云ハ
ハ自由競争ノタメニ其ノ資本労働ヲ失ヒテ衰退セサルヲ得サルカ故ニ之
レヲ喜フコトヲ得サル理ナリ。故ニ甲國ノ立場ヨリスレハ、アラユル手
段ヲ講シテ其ノ生産ヲ維持シ資本労働ヲシテ自國ヲ去ラシメサルコトニ
カムヘシ。其ノ生産ヲ維持スルカタメニ乙國ノ貨物ノ輸入ヲ防止セサル
ヘカラス。之レカ生産条件ノ劣レル國ニ於テ産業保護ノ喝ヘラル、根柢

ナリ、即チ商業政策ヲ論スルモノハ常ニ其ノ立脚點ニ注意セサルヘカラス。

三、商業家ハ商業ノ性質上行動ノ自由ヲ要求スルカ故ニ國家ハ他ニ重大ナ
ル理由ナキ限りハ其ノ要求ヲキクテ得策トス。商業ノ性質上商業家カ行
動ノ自由ヲ要求スルコトハ、畢竟、商業家ハ供給ヲ調節センカタメニハ
成ルヘク広ク之レヲナサ、ルヘカラサルカ故ニ行動ヲ束縛セラル、ヲキ
ラフナリ、シカノミナラス政府等ヨリ束縛セラル、コトナケレハ自由ニ
行動スルコトヲ得ルモノナリ、試ミニ農業並ニ工業ト商業トヲ比較スレ
ハ農業ニテハ生産者ハ一定ノ土地ニ居住シテ容易ニ移ルコトヲ得サルノ
ミナラス其ノ生産結果モ主トシテ天候地味等自然ニヨルコトヲ多クシテ人
カニヨルコト比較的ニ少ナシ、即チ農業ハ自然カ主ニシテ労働資本カ附
ノ位置ニアリ、其ノ結果古ニアリテハ土地ノ売買ト共ニ農民ハ其ノ支配
者ヲカヘサルヘカラサリシガ如キ場合少ナカラサリキ、要スルニ農業者ヨ
リ云ハハ行動カ束縛セラレタルナリ、工業ニ於テハ農業ニ比較スレハ生
産者ノ行動ハ自由ナレトモナホ未ダ束縛ノ程度少シトハイフ能ハス、一

見
三
比

工業ハ之レヲ習得スルニ比較的ニ尋年月ヲ要スルカ故ニタトヘ或工業カ
利潤多クトモ直チニ其ノ生産ヲナスコトヲ得ス、殊ニ近世ノ大工業ニ至
リテハ性質上固定資本ヲ要スルコト大ナルカ故ニ同シク或ル工業カ利潤
多シトスルモ遠ニ之レヲ始ムルコトヲ得ス、又恐慌等起リテ生産ヲ縮小
スルコトカ得策ナルニ拘ハラズ固定資本ノ關係上之レヲナスコトヲ得サ
ルコト多シ、況ンヤ之レヲ捨テ、他ノ生産ニ移ルカ如キハコレヲ望ム事
ヲ得サルナリ、要スルニ農及工ニアリテハ生産者ハソノ生産ノ性質上數
量ノ束縛アリテ自由ニ行動スルコトヲ得サルナリ、然ルニ商業ニ至リテ
ハ全ク性質ヲ異ニシ土地ノ自然ヨリ束縛ヲ受クルコトナキハ勿論、資本
ノ如キモ主トシテ流動資本ヨリナリテ固定資本少キカ故ニ商業家ハ自由
ニ其事業ヲ伸縮スルコトヲ得、独リ資本ノ干渉ヨリシテ其ノ行動カ自由
ナルモノナラス、商業家ハ商權ヲ見テ敏捷ニ行動スルヲ以テタトヘ資本
至シクトモ容易ニ巨額ノ利潤ヲ收ムルコトヲ得ルモノナリ、從ツテ商業
ニアリテハ其ノ規模甚大ナリトモ尚木内人企業的組織ヲ有シ其ノ局ニ當
ルモノヲシテ敏捷果斷ニ行動スルコトヲ得シムルナリ、シカノミナラス

商業ハ時ト所トニ束縛セラル、コトナク需要ト供給トヲ調節スルニアラ
サレハ充分ニソノ目的ヲ達スルコトハ難シ、故ニ商業家ハソノ行動ノ束
縛セラル、コトヲ嫌フナリ、現ニ嘗テ我國ニ於テ外資輸入ノ議アルヤ商
業家ハ之レヲ輸入センコトヲ望ミ之レカタメニ外人ニ對スル法律上ノ束
縛ヲ撤廢センコトヲ要求シタリ、蓋シ商業ヲ営ムモノハ外資ヲ輸入スル
トモ巧ニ之レヲ利用スルカ故ニ利益ヲ受ケ決シテ不利益ヲ受ケルコトナ
キヲ信スルカ故ナリ、要スルニ商業ハ性質上數量ノ束縛ヲ受ケテハ其ノ
目的ヲ達シ得サルカ故ニ行動ノ自由ヲ要求スルナリ、國家ニシテ商業ノ
國民經濟上必要ナルコトヲ認ムル以上ハ他ニ重大ナル理由ナキ限りハ商
業者ノ希望ヲ重シテ自由ニ行動セシムルヲ可トス、但シ special
tionノ如キハ商業者ヨリ云ハハ最モ行動ノ自由ヲ要求スルモノナレ
トモ動モスレハ公益ヲ害スル虞レアレハ之レニ對シテ相当ノ束縛ヲナス
モノナリ、

③ 商業ニ於テハ工業ニ於ケルカ如クニ資本家ト労働者トノ軋轢少シ、從
テ國家ハ資本家ト労働者トノ間ニ立テテ其ノ社会ヲシテ円満ニ榮達セシ

ムルカタメニ政策ヲ行フ必要少シ、工業ニ於テハ資本家ト労働者トノ利害ノ衝突ヲク、労働問題ノ中心ヲナス所以ハ畢竟労働者ノ数最モ多ク其ノ労働機械的ニシテ労働者ノ位置比較的低ク且ツ資本家ト労働者ノ間ニハ人的干係カ甚タ少キコト、労働者ニ支拂フ賃銀ハ原料ニ次イテ生産費中重要ナル部分ヲ占ム、從ツテ資本家カ労働者ノ微力ニ乘シテ動モスレハ之レヲ少クセントスル故ナリ、加之労働者ハ工場等ニテ多數集リテ労働スルモノナレハ團結シテ資本家ニ對抗スルコト比較の容易ナルカ故ナリ、然ルニ商業ニ於テハ労働者ノ数ハ原則トシテ少ナク其ノ労働ハ精神のニシテ最モ注意シテ事ニ当ルニアラサレハ巧ミニ商榷ヲ捉フルコトヲ得サルモノナレハ資本家ハナルハク労働者ヲ優遇シテ之レヲシテソノカラ益サシメントスルナリ、從ツテソノ位置モ比較的ヨロシキノミナラズ資本家ト労働者間ニハ人的關係比較的法カラサルナリ、之等ノ点ヨリシテモ資本家ト労働者トノ間ニハ利害ノ衝突スルコト少キ道理ナリ、シカノミナラス工業ニアリテハ資本家ハ動モスレハ労働者ノ微力ナルニ乘シテ労働條件ヲ低カラシメントスレド商業ニ於テハナルハク廉價ニ仕入

レテナルヘク高ク之レヲ売ルヲ目的トスルモノナレハ其ノ目的ヲ達セシムルニハ労働者ヲシテ最モ力ヲ益サシメサルヘカラス、労働者ヲ苦シム之レヲシテ力ヲ益サシメサルカ如キハ資本家トシテ経営上利益アルコトニアラス、労働者ノ数比較的低キコト、相俟テテ労働者ニ支拂フ賃銀ノ多少ノ如キハ資本家ノ最モ重キヲ置クモノニアラス、此矣ヨリスルモ資本家ト労働者トノ利害ノ衝突ヲ生スルコトハ少キ道理ナリ、加フルニ労働者ノ数少キカ故ニタトヒ團結スルモ労働者ハ資本家ニ對抗スルコト難キ理ナリ、
泰西諸國ニ於テ現今商業労働問題トイハハ商業ノ労働者、労働條件又ハソノ福利増進等ノ問題ヨリハ寧ロ小売商人ノ位置ニ関スル問題カ重キヲナス、現今泰西諸國ニテハ小売商人ノ位置益々低下セリ、ソノ低下スルハ小売商人ノ数カ必要ヲ超エテ甚タ多ク其ノ競争甚タ劇烈ナリ、此ノコトノミニテモ其ノ利潤ハ減少セサルヲ得サルナリ、小売商人ニシテ其ノ競争ヲ防止セハ價格ヲ高ムルコトヲ得ル道理ナレトモ小売商人ノ間ニ於テハ團結ヲナスモノ少キノミナラス、消費者ノ總齊社会ノ事情ニ通入

小売業と
百貨店

ルモノ要キカ故ニ小売商人ヲシテ強リニ價格ヲ高ムルヲ許サス、加フル
ニ小売商人ハ外部ヨリ圧迫ヲ蒙ルコト少ナカラス、即チ生産者ハ種々ナ
ル方法ヲ用ヒテ消費者ニ接触セントツトムルノミナラス消費者モ亦消費
組合等ヲ設ケテ小売商人ヲ排斥シテ直接ニ卸売商人又ハ生産者ニ接セン
トス、シカノミナラス都会ニ於テハ小売商業ニモ *Department store*
ノ如キ大規模ノ経営方法生スルニ至レルカ故ニ益々小売商人ニ圧迫ヲ加
フルナリ、

然ルニ小売商業ハ原則トシテ資本並ヒニ技能等ヲ要スルコト少キモノ
ナルカ故ニ寡婦、孤子等ノ生計ヲ立ツルニハ最モヨキ位置ナリ、其他新
ニ商業等ヲ始メ漸次ソノ位置ヲ向上セシメントスルモノニトリテ最モヨ
キ位置ナリト云フヲ得ヘキカ故ニコレニ代ルヘキ方法ヲ講セスシテ独リ
小売商人ノ位置ヲシテ益々低下セシメテ之レヲ救済セサルコトハ社会ヨ
リ見テ決シテ賞スヘキコトニアラス、故ニ一面ニ小売商業ヲ改善シテ消
費者ヲ擁護スルト共ニ一面小売商人ノ位置ヲ向上セシムルニカム可キナ
リ、コレカ商業労働問題ニシテ最モ重要ナルモノトセラル、ナリ、

第二章 外國貿易

外國貿易ハ一國ノ生産ト消費トカ一致セサルカタメニ起リ来リシモノナ
リ、若シ其ノ國民ノ消費力發達スルニ伴ヒテ其ノ國ノ生産モ亦發達シ其國
ノ生産力増加スルト共ニ其國ノ消費發達スルモノトセハ特ニ外國貿易ヲ行
フ必要ナルヘシ、併シナカラ此ノ事ハ到底コレヲ望ムヘカラス、現時ノ
經濟社会組織ノ下ニ於テ消費ノ自由認めラル、カ故ニ我々ノ慾望ノ發達ト
人口ノ増加トニヨリテ消費ハ益々發達スルカ故ニ生産ハ之レト一致スルコ
トヲ得サル場合少ナカラス、此ト同時ニ其ノ國ニ於テ生産シタルモノハ必
スシモ其ノ國ニ於テ消費セラル、モノニアラサルカ故ニ外國ト有無相通ス
ルノ必要起リ来リシナリ、古、交通機關ノ發達セサル間ハ其國ノ生産ニヨ
リテ其國ノ消費ヲ満足セサルヘカラサリシモ今日ハ交通機關發達シ從ツテ
運賃甚タ低廉トナリタルカタメ外國貿易ヲナストキハ比較的容易ニ其國ニ

於ケル生産ト消費トヲ調和シテ以テ我々ヲシテ比較的容易ニ経済生活ヲ
 営マシムルヲ得ルナリ。是ヲ要スルニ現今諸國ノ経済發達ノ沉勢ヲ以テ
 スレハ國民經濟ハ世界經濟ト相俟ツテ其ノ目的ヲ達シ得ヘシ、即チ外國
 貿易ハ國民經濟上ヨリ之レヲ見レハ自國ニ生産スルヲ得サルモノ又ハ技
 術上ハ之レヲ生産シ得ルモ經濟上生産スルコトヲ得サルモノヲ其ノ國ニ
 供給シテ以テ消費スルコトヲ得ルノミナラス、是ニヨリテ工業ノ生産費
 ラルクシ或ル程度迄ハ其ノ國ノ企業家ニ刺戟ヲ與ヘ資本労働ノ利用ヲ有
 效ナラシメ更ニ生産者独占的地位ヲ得ルコトヲ困難ナラシム、其ノ國ノ
 生産物ニシテ其國ノ消費ニ超過スルモノヲ海外市場ニ出スラ得セシメテ
 其等ノ生産者ニ利潤ヲ増加シ及ヒ外國ヨリ資本労働ヲ輸入スルノ效アリ、
 要スルニ外國貿易ハ國民經濟ニトリテ必要ナルコトナリ。

外國貿易ノ必要ノ程度ハ國ニヨリテ異ナルモノナリ、此米合衆國ノ如
 キ領土広ク其國生産ノ種類多キ國ニ於テハ外國貿易ヲナス必要比較的少
 キモノナレトモ英國ノ如クニ領土狭ク其國ノ生産ノ種類カ一方ニ偏スル
 場合ニハ外國貿易ヲナス必要大ナリト云ハサルヘカラス、生産ト消費ト

カ一致セサル程度前者ハ比較的少ク、後者ハ比較的大ナルカ故ナリ、我
 國ノ如キハ右者ニ属スルモノニシテ稍、大規模ノ生産ヲナサント欲スル
 トキハ到底内國市場ノミヲ目的トスルコトヲ得ス、其ノ生産物ノ一部ヲ
 外國市場ニ販売スルコトヲ因ラサルヘカラス、從ツテ輸出貿易不振ナレ
 ハ必ス内國市場ニ大ナル影響ヲ及ボシ經濟社会ヲ不況ニ陥ラシムルモノ
 ナリ、此処ニ於テ外國貿易ニヨリテ其ノ國經濟ヲ營ムヘキコトカ國民經
 濟ノ理想ナリヤ否ヤノ論ヲ生スルナリ、一派ノ學者ハ外國貿易ヲナス
 其ノ國ニ於テ消費シ得ルモノハアケテ其國ニ於テ生産スルヲ以テ國民經
 濟ノ理想ナリトシテ經濟政策ハ之レヲ標準トセサルヘカラス、外國貿易
 ヲナス所以ハ畢竟我國ヲ外國ニ隷屬セシムルモノニシテ危險ナリトナス
 ナリ、經濟學大家シユモラーハ却テ之大ニ世界帝國說ヲ稱ヘ、世界帝國
 カ世界ノ經濟ヲ支配スヘキコトナリト云フ事ヲ稱ヘシガ之モ畢竟今述ヘ
 タル論旨ニ出テタルナリ、即チ世界帝國トハ領土広ク其ノ消費スル所ノ
 モノヲ率ケテ内國ニ於テ生産スルコトヲ得ルモノナリ、広ク諸國ヲ見ル
 ニ世界帝國トナス資格アルモノハ英、米、露三国アルノミ、英國ハ本國

非常ニ狭ケレトモ種民地ハ古界到ル所ニアリ其ノ面積本國ニ數十倍スル
モノナルカ故ニ本國ト種民地トカ結合セルナラハ優ニ古界帝國ヲ形成ス
ルコトヲ得ヘシ、從ツテ英國ニ於テハ帝國主義ト稱シ本國ト種民地トヲ
結合シテ一大古界帝國ヲ形成セントシツ、アリ、此米合衆國ハ領土甚々
広クシテ古界帝國ヲナスノ資格具ハスルカ故ニ頻リニ保護政策ニヨリテ
各種産業ヲ起シ古界經濟ヨリ独立セントスルナリ、露國モ亦領土広ク古
界帝國タルノ資格アリ、從ツテ彼ノウイツテ等ノ政治家ハ保護政策ニヨ
リテ各種産業ヲ振興センコトヲ期シ居ルナリ、若シ是等ノコトニシテ成
就スル曉ニハ此知ニ古界帝國ヲ出現スルニ至ルナリ、其ノ餘ノ國ニシテ
コレヲノ古界帝國ノ進路ヲ免レントスルニハ須ラク自己ノ經濟ヲ独立ス
ルニ努メサルヘカラサルナリト云フナリ、此說ハ一時諸國ノ間ニ喧傳セ
ラレタル說ナリ、

商業政策ハ國民經濟ノ独立ヲ以テ目的トナスヘキカニ就キテハ後ニ之
レヲ論スルコト、シテ此知ニハ外國貿易ヲナスコトハ國民經濟ヨリ見て
危險ニアラサル事等ヲ説明セン、

論者カ外國貿易ヲナサハ我國經濟ヲシテ外國ニ隷屬セシメテ頗ル危險ナ
リトナシ意義ハ、我國ハ外國ノ助ケヲ借ルニアラサレハ我國ノ消費ヲ充
スコトヲ得ス、即チ外國經濟社會ハ諸外國ノ商業政策ノ変更、生産又ハ
消費狀態ノ變化、其他通商國ニ起レル一切ノ事變ニヨリテ我國國民經濟ハ
動搖セサルヲ得ス、故ニ我國ノ經濟ハ外國貿易ヲナスカ爲メニ危險ヲ負
担スルモノナリトナスナリ、我國經濟ハ外國貿易ヲ行フ結果通商國ノ生
産ノ変更等ニヨリテ多少ノ動搖ヲ蒙ルコトハ争フヘカラサル事實ナリ、
故ニ危險ナリト云フナラハ之レヲ否定スルコトヲ得ス、然シテラ我國ノ
經濟ハ外國貿易ヲナサ、ルカタメニ常ニ動搖スルコトナキヤト云ハハ決
シテ然ラス、外國ニ起リタル事由ノタメニ我國ノ經濟カ動搖スルコトナ
キモ我國ニ起リタル事由ノタメニ動搖ヲ来スコトハ免ルヘカラサル所ナ
リ、此知ニ於テ外國貿易ヲナスニ伴フ經濟社會動搖ノ程度、外國貿易ヲ
ナサ、ル場合ニ於ケル動搖ノ程度トヲ比較スルニアラサレハ經濟社會ノ
動搖ヲ生スルカ故ニ外國貿易ヲナスヘカラスト斷スルヲ得ス、外國貿易
ヲナストキハ我國經濟ハ外國ニ起リタル事由ノタメニ常ニ動搖ヲ来スヘ

ケレトモ其ノ影響ヲ蒙ルモノハ彼リ我國ノミナラス通商關係國ハ亦ニ影響ヲ蒙ルカ故ニ其ノ程度ハ比較的ニ輕微ナラサルヲ得ス、況ンヤ通商國中ニ之レト反對ノ影響ヲ生スヘキ事由起リタルトキニハ其ノ影響ハ更ニ輕微ナルヘキモノナリ、

之レニ反シテ外國貿易ヲナサ、ルトキハ勿論外國ニ起リタル事由、タメニ我國經濟ハ動搖スルコトナキモ我國ニ生シタル事由ノ影響ハ我國破リ之レヲ負担セサルヘカラス、其ノ事由ハ恐ラク、常ニ生スル事ハナカラシ、然レトモ一度生シタル場合ニハ其ノ影響ノ程度ハ大ナラサルヲ得サルナリ、即テ外國貿易ヲナストキハ我國經濟ハ亦ニ動搖スレトモ其ノ程度ハ輕微ナリ、之レニ反シテ外國貿易ヲナササルトキハ其ノ屢ニ生スルモノニハ非サルモノ一度生スルトキハ何等モタシキナリ、經濟上ニ於テハ常ニ急激ナル動搖ヲ忌ムモノナレハ前者ハ后者ニ比シテ危險少シト云ハサルヘカラス、故ニ外國貿易ヲナスハ却テ危險少キカ故ニ國民經濟ノ立脚点ヨリシテ排斥スルノ理由ナキナリ、

○ 外國貿易ハ國民經濟カホ未タ發達セザルトキハ其ノ國民ニ依リテ營

マルルモノニアラスシテ經濟ノ進歩セル國ノ商人ニ依リテ營マル、モノ常ナリ、居留地貿易即テ之レナリ、蓋シ先進國國ハ居留地ヲ設ケ外國ノ產物ヲ輸入スルト同時ニ其國ノ產物ヲ求メテ之レヲ外國ニ輸出スルヲ便ナラシム、其國ノ生産者又ハ商人ハ專ニ居留地ニアル外國商人ニシテ外國ノ產物ヲ販賣スルニ止マル、從ツテ海外市場ノ狀態ニ通曉セサルカ故ニ外國商人ノタメニ操弄セラル、コト頗ル多シ、我國居留地時代ノ狀況ノ如キハ之レヲ証明スルコトヲ得、然ルニ其國經濟カ進歩スルニ從ヒ我國商人ノ中直接ニ外國ト貿易ヲナスモノ漸ク多クナリ独リ直接外國貿易ヲナスニ止マラス海外諸國ノ商權ノ一部又ハ全部ヲ其ノ手ニ收ムルニ至ルモノ出ツルニ至ルナリ、

而シテ古、伊太利ノ都市 *Venice*、都市、*Portugal*、*Spain*、*Holland*、諸國カ並ニ商業ニ於テ活躍シタル時代、當時ノ世界商業ノ殆ント全部ヲソノ手ニ掌握シテ關係諸國ハ之等ニヨリテ海外諸國ト干渉スルニスキサリキ、從ツテ之等諸國ノ都市カ世界商品ノ集散地即チ世界市場ナリキ、然ルニ諸國ノ經濟發達スルニ從ヒ成ル可クソノ國ノ貿易ハ其ノ國

人ノ手ニ依リテ之レヲ営ムノミナラス成ルヘク直接ニ生産国若クハ消費国
ト貿易ヲナスヲ利益トナスニ至リシカハ英國カ *Kolledan* ニ代リテ
世界商業ニ活躍スルニ及ヒテハ英國ハ昔日ノ如ク世界商業ヲ独占スルコトヲ
得サルニ至レリ、此処ニ於テ世界市場ノ主義モ一変スルニ至レリ、

此処ニ於テ世界市場ノ定義モ亦一変スルニ至レリ、世界市場ハ初メハ一
切ノ世界商品ノ集散地ヲ意味セシカ、今日ニテハ商品毎ニ生産地若ハ消費
地並ヒニ此レヲノ土地トノ交通ノ他ノ干係ニヨリ自ラソノ集散ノ地ヲ異
ニスルニ至リシカ故ニ此等ノ集散地ニシテ具ノ商品ノ取引盛ニ行ハレソノ
市場ニ於ケル價格カ世界ヲ通シテソノ商品ノ取引ヲ支配スル市場ヲ稱シテ
世界市場トナスニ至リシナリ、従ツテ通俗 *London* カ世界市場ノ中心
ナリト云フモ畢竟是クノ重要商品ノ世界市場ナリト云フニスキナルナリ、
是クノ重要商品ノ世界市場ヲ有シ居ルコトカ其國ヲシテ世界商業上重キヲ
ナサシムル所以ナレハ諸國カ成ルヘク是クノ商品ニツキテ世界市場タルコ
トヲ努カスルナリ、
英國カ是クノ重要商品ニツキテ世界市場ヲ有スルコトハ其ノ商工業ノ發

達着シキコトモ原因ナレト殊ニ *Consignment* ノ發達及ヒ *Home-*
don カ金融ノ中心ナルコトモアツカリテ最モカマルモノト云フ可シ、

Consignment トハ英國商人カ諸國ノ生産者又ハ商人ノ委託ヲ受ケ
テソノ最モ適當ナリト思フ時期並ニ價格ヲ以テ之レヲ売買シ之レニ對シ約
定ノ手数料ヲ受クルモノヲ云フ、

此ノモノハ、セリ売買ノ制度カ發達スルニ非レハ發達シ難キコトハ明
カナレトモ其國ノ商業道德發達セサレハ之レヲ望ムコト難キナリ、何トナ
レハ委託ヲ受ケタル商人ハ契約上何等ノ束縛ヲ受ケサレトモ力ヲ及シテ委
託シタル者ノタメニ最モ良キ條件ヲ以テ売買スルニ非サル限リハ永ク之レ
カ売買ヲ委託スル者ナカルヘケレハナリ、

己ニ此種ノ此種ノ売買方法大イニ發達セル以上諸國ノ生産者又ハ商人ハ
初メハ先ツ自ラ最モ適當ト信スル市場ヲ求メ(市場ニ)商品ヲ売買セムト
試ムルナラムモ若シ不幸ニシテソノ目的ヲ達セサルトキハ凡ソ商品ノ売買
ハ自ラ時期アルカ故ニ長ク自ラ市場ヲ求ムル能ハス、商品ヲ *London*
ニ致シテ *Consignment* ニヨリテ売ルカ又ハ原料ヲ求ムルカ如キ場合

ニハ *Consignment* ニヨリテ之レヲ購ハントスルナリ、如斯諸國ノ商人ハ自ラロンドンニ集マリ糶売買行ハルルカ故ニロンドンガ世界市場トナルヲ得ルナリ。

之レト同時ニロンドンカ金融ノ中心ナルコトモ亦麥クノ商品ノ世界市場トナルコトニ其ツテカアルモノナリ、凡ソ商業取引ハ金融市場ニ於テ之ヲ行フカ取引者双方ニトリテ最モ便宜ナリ、ロンドンカ世界金融ノ中心ナルトキハ麥クノ商品ノ取引モ此処ニ集中スヘキコトモ亦想像スルコトヲ得ルナリ、ロンドンハ歐洲ノ大戦争マテハ世界金融ノ中心トシテ其ノ位置動カサリシナリ、世界ノ金融中心タルコトヲ得タル主ナル原因ハ金銀ノ自由市場 (*Free Market*) ナリシト云フコトナリ。

自由市場ト云フコトハ相当ノ條件ヲ以テスレハ何等ノ障害ナク金銀ヲ輸出入スルヲ得ルト云フコトナリ、諸國間ノ貿易ノ差額ハ金銀ニヨリ決着セラル、モノナレハ之レヲ行フタメニハ金銀ヲ容易ニ得ルコトカ出来サレハ到底巨額ノ取引ヲナスコトヲ得サルヘシ、故ニロンドンシレカ金銀ノ自由市場タルコトカ世界ノ金融ノ中心タリ從ツテ又麥クノ商品ノ世界市場トナル一原因ヲナスモノト云フヘシ。

世界市場ハ世界商品ノ集散地ナルカ故ニ其ノ市場ニ於ケル価格カ千係諸國ノ其ノ商品ノ價格ニ影響シ從ツテ其ノ生産並ヒニ消費ニ影響ヲ及ボスナリ、世界市場ニ於ケル價格カ如何ニシテ定マルヘキカニ就テハ猶ホ麥クノ論争アリ、其ノ論争ハ主トシテ價格ヲ定ムヘキ供給ノ範圍ニ干スルモノナリ、一派ノ學者ハ世界市場ニ現ハレ又ハ現ハルヘキ商品ノ全數量カ供給トシテ價格ヲ定ムルモノナリト主張ス、此ノ説ニヨレハ其ノ世界商品ヲ生産スル國ノ生産状況ハ益ク其ノ價格ニ影響ヲ及ボスモノナリト云ハサルヘカラス、然レトモ之レハ言論ニ非リタル議論ニシテ世界市場ニ於テ其ノ商品ノ需要供給ヲハカツテ價格ヲ定ムルモノハ決シテ小生産國ノ生産状況等ニ留意スルモノニアラス、之等ノ小生産國ノ生産状況ニ変化ヲ生スルコトアリトモ其ノ商品ノ取引ニハ大ナル影響ヲ及ボスモノニアラス、故ニ世界市場ノ價格ヲ決スヘキ供給ハアラユル生産國ノ生産額ニアラスシテ重要ナル生産國ノ生産額ナリ、己ニ世界市場ノ價格定マリ其ノ價格ヲ以テ生産輸出ヲスルモ相当ノ利潤アリト見タナラハ小生産國ノ生産者並ヒニ商人ハ初

メテ其ノ商品ヲ世界市場ニ出スナリ、

外國貿易ヲ論スル者ハ輸出ノ干係ニ重キヲ置キテ輸出力輸入ニ超過ス
ルトキハ外國貿易ハ順ナリトナジ、輸入、輸出ニ超過スルトキハ逆ナリト
ナス、貿易ノ順逆ヲ論スルハ *Preferentialism* 時代ニ始マリタルモ
ノニシテ當時ハ金銀貨幣ヲ以テ國ノ富ナリトナシエレニ重キヲ置キタルカ
故ニ輸出超過シタルトキハ其結果ソレテ金銀貨幣ノ輸出アルカ故ニエレニ
注意シテ貿易ノ順逆若シクハ為替相場ノ高低ニ重キヲ置キタルナリ、金銀
貨幣力唯一ノ國富トシテ之レク出入ニ重キヲ置クノ誤論ナルコトハ勿論ナ
レドモ貿易ノ順逆ハ之ニ注意スル必要ノナキモノナリヤ否ヤ、

英國ノ經濟學者ハマーカーカンチリズム時代ノ見解ヲ排斥シテ輸出入平均論
ヲ唱ヘリ、其ノ説ハ輸出超過モ輸入超過モ共ニ一時的ノ現象ナリ、輸出超
過シタルトキハ貨幣ハ輸入セラレソノ結果物價騰貴スルカ故ニ輸出ヲ減少
シ輸入ヲ増加スヘキヲ以テ終ニ輸入超過ヲ見サルヲ得サルナリ、輸入超過
モ亦全シク物價ノ下落ヲ招キ終ニハ輸出超過トナラン、故ニ長キ年月ニ亘
リテ計算セハ輸出入ハ平均セサルヲ得サルナリ、從テ輸出超過モ喜ブニ足

ラス、輸入超過モ亦憂フルニ足ラストナスナリ、

輸出超過ハ輸入超過ヲ招ク傾向アルコトハ爭フヘカラサルモ輸入ハ遠ニ
平均スルモノナリヤト云フニ決シテ然ラス、何トナレハ、

(1) 其ノ論ノ骨子トスル所ハ若シ輸出超過スレハ貨幣輸入、從テ物價ノ騰
貴ヲ惹起スルモノナリトナスモノナレトモ、此説ニテハ一國ノ貨幣ヲ抱
容スル力カ異ナルモノナリトイフコトヲ説明スルヲ得ス、若シ其ノ國ノ
經濟カ發達スルニ供ヒテ貨幣ヲ抱容スル力カ増加スルモノナリトナサハ
タトク輸出超過ニ伴ヒテ貨幣ノ輸入アルトモ物價ヲ騰貴シ輸入超過ヲ惹
起スルモノニアラス、語ヲ換ヘテ云ハハ此ノ説ハ彼リ貨幣供給ノシテ
見テソノ需要ヲ見サルナリト云フヘシ、(需要ノ變化ヲ高知ス)

(2) ニハ諸國貿易統計ニ於テハ其ノ國境ニ於ケル價格ニヨルモノナレハ輸出
地ニ於ケル價格ト運賃保險料並ヒニ諸雜費ヲ加算シテ輸入貨物ノ價格ヲ
計算スルモノナルカ故ニ上述ノ如キ貨幣抱容力ハ變化ナシトシテモ長年
月ニ亘リテハ輸出額ト輸入額ト比較スルトキハ輸入額ハ輸出額ヨリ遙カ
ニ優カラサルヲ得サルナリ、加之輸出入額共ニ輸出入ヲナス者ノ申告ニ

ヨリテ計算スルモノナルカ故ニ眞実ノ価額ナリト云フコトハ保証シ難キナリ。輸入ハ輸入税ヲ課スル必要ヨリ申告價格ノ真偽ニ付キテ多少ノ取締ヲナスモノナレトモ輸出額ニ至リテハ現今輸出税ヲ原則トシテ之レヲ認めサルカ故ニ殆ント取締ルモノナシ、從ツテソノ申告價格ハ事實ニ違サカルコト少ナカラザルナリ、貿易ノ合計ニシテ今日ノ如ク不完全ナル以上ハ到底輸出入額ハ平均スルモノナリト云ヒ難シ。

(3) ニハ輸出入ハ國際貸借ノ一部分ニ過キス、從ツテ輸出超過スルモノ國際貸借ヲ構成スル他ノ分子ニシテ我國ニトリテ逆勢ナリトセハ貨幣ノ輸入ヲ見ルコトヲ得ザルナリ、故ニ輸出入ハ平均スルモノナリト云フコトヲ得サルナリ、輸出入ハ國際貸借ノ一部分ナルコトハ今日特ニ説明スル必要ナケレトモ此ノ事ヲ明カニシタルハ *goussien* ノ功績ナリ、*goussien* ハ一八六三年ニ「外國爲替ノ理論」ヲ著シテ爲替相場ノ変動ハ独リ輸出入ノ順逆ニヨルヲ得スシテ國際貸借ニヨルモノナリ、輸出入ノ順逆ハ國際貸借ノ中最モ重要ナルモノニ相違ナケレトモ其一部分ニスキサルモノナリト云フコトヲ明カニセリ。

事實ニ徴シテモ經濟ノ發達ヲタル國ハ多クハ輸入超過國ナリ、英國ハ一八五四年以來、仏國並ニベルギーハ一八七〇年以來、故乙ハ一八八〇年以來輸入ハ輸出ニ超過スルニ至リタルノミナラス其ノ程度ハ年ヲ進マテ益々甚タシキニ至リタリ、然レトモ之等ノ國ハ經濟上何等ノ障害ヲ生セサル所以ノモノハ國際貸借ニ於テ順ナルカ故ナリ、國際貸借ニ於テ順ナル所以ハ之等ノ國ハ主トシテ外國ニ放下シタル資本ノ利子利潤ヲ受クルカ故ナリ、此等ノ諸國ヨリ洞察シテ英國學者ノ説ヘタリシ輸出入平均論ハ之レヲ維持スルコト困難ナリト思フナリ。

然ラハ國民經濟ノ立脚點ヨリシテ輸出超過ハヨロコボ可キガ、マールカシチリズムノ時代ニ於テ金銀貨幣ノ輸入ニ重キヲ置キテ輸出超過ヲヨロコボハサルコトハ誤リナレトモ一激ノ論者ハ經濟ノ發達セル國ハ輸入超過國ナルコトヲ証拠トシテ輸入超過ヲ以テ善クヘシトナスモノアリ、然レトモ之等ノ國ハ經濟上何等ノ障害ナキハ國際貸借上順ナルカタメニシテ輸入カ超過セルタメニハアラス、若シ輸出超過カ國民經濟上憂フヘキモノナリトセハ北米合衆國ノ如クニ輸出超過カ繼續セルニカ、ハラス經濟

益、發達セルモノアルコトヲ説明シ得サルナリ、蓋シ輸出超過ノヨロコ
 フヘキコトハ其國ノ生産カ其國消費ニ超エテ從テ其ノ剰余ヲ海外ニ輸出
 スルコトヲ得ル状態ニアルトイフコトナリ、アダムスミスノ論スル
 中ニ、貿易ノ順逆又ハ為替相場ノ高低ハ重キヲ置クニ足ラス、之等ハ偶
 然ノ現象ナレハナリ、國民經濟ヨリ見レハ寧ロ生産ト消費トノ干係ニ重
 キヲ置カサルヘカラス、ト説ケリ、其ノ意義ハコ、ニイフ所ト公シナリ、
 此ノ見解ニシテ大ナル誤マリナシトスレハ次キノニ事項ヲ認メサルヘカ
 ラス、

(1) ハ輸出超過ノ現象アリトシテモ國民ヲシテ單ニ消費ヲ抑制シタルニ
 過キサルトキハ實スヘキコトニアラス、其國ノ生産カ大イニ發達シ居
 ルコトヲ示スニ非サルカ故ナリ、
 例ヘハ、ロシアハ戰爭以前ニ於テハ穀物ノ輸本國ナリキ、穀物輸
 出ノ大ナリシコトハ、ロシア國ノ農業カ大イニ發達シテ其國ノ消費
 量ニ超過セル所以ニアラスシテ農民等ハ租税等ノ負担重キカタメニ自
 ラ生産シタルモノヲ消費スルコトヲ得スシテ之レヲ売リテ辛ウシケン

ノ義務ヲ果サ、ルヘカラサリシカ故ニ市場ニハ穀物大イニ現ハレテ其
 ノ結果穀物ノ輸出大ナリシトイフ、カ、ル現象カ國民經濟ヨリ見テ喜
 フヘキ所ニアラサルハ論スル迄モナキ所ナリ、

(2) 輸入超過ノ現象ニアリテモ其ノ輸入超過ハ主トシテ原料機械ノ如キ
 生産資財ナルトキハ決シテ憂フヘキコトニアラス、何トナレハ之等ハ
 其國ノ生産ヲ振興セシメ生産ヲシテ消費ニ超過セシムルノ原因ヲ作ル
 モノナレハナリ、然ルニ輸入超過カ資材品ヲ以テ生シタルトキハ其國
 ノ消費カソノ國ノ生産ニ超過スルコトヲ示スノミナラス其ノ消費ハ不
 健全ナリト云フコトヲ得ルヲ以テ國民經濟ヨリ見テヨロコバヘキ現象
 ニハアテス、諸國カ輸入原料機械類ノ輸入税ヲ免除スルニ反
 シ奢侈品ニ對シ輸入税ヲ課スル所以ハコ、ニアリ、之レヲ要スルニ輸
 出入ノ状態ハ其國ノ生産並ニ消費ヲ反映スルモノナリト歎スルコト
 ラ得ルカ故ニ國民ノ經濟ノ盛衰ニ注意スルモノハ之レニ重キヲ置カサ
 ルヘカラス、國民經濟カ發達シ来レハ其國ノ領分ハ極メテ広クシテ農
 産物ノ生産カ甚タ多カラサル限リハ農産物ノ輸出ハ漸次衰ヘルノミナ

ラス其ノ輸入増加スルト同時ニ其国ノ工業ハ労働並ニ資本ノ増加ニ從
ヒ發達シ来リ漸次ソノ国ノ需要ヲ満足スルノミナラス更ニ進マテ海外
ニ輸出スルニ至ル農業國變シテ工業國トナルト云フハ此ノ現象ヲ云フ
ナリ。コノ事ハ國民生活ノ發達ヲ意味スルモノナレハ大体ニ於テ喜フ
ヘキナリ。

國民經濟發達シテ工業國トナリテモ其ノ輸出スル工業品ノ種類ニヨ
リテ其ノ国ノ世界經濟上ノ位置ニ自ラ優劣カアリ、國民ノ生活ニ必要
デアリ、從テ社会上ヤヲ通シテ需要スルモノヲ輸出スル国ハ贅沢品又
ハ社会ノ小部分ノミ需要セラル、モノヲ輸出スル国ヨリハルカニ優レ
リトセサルヘカラス、何トナレハ前者ニ於テハ其ノ需要ハ經濟社会ノ
景氣等ニヨリテ甚タシク動搖スルコトナク人口ノ増加、生計ノ上進等
ト共ニ益々増進スルモノナルカ故ニ之レヲ生産スルモノニトリテハ比
較的安全ナリト云フヘキモ、後者ニアリテハ其ノ需要經濟社会ノ景氣
ニヨリテ動搖スルノミナラス其ノ増進スルカハ大イニ抑制セラル、モ
ノナルカ故ニ其ノ生産者ハ安全ナルコト能ハス、又ソノ輸出スル貨物

カ性質トシテ特殊ノ市場ニ需要セラル、モノニアラスシテ比較的長ク
ノ國民ニヨリテ需要セラル、モノナルカ故ニソレヲ供給スル国モ亦長
ク從ツテ競争モ激烈ナラサルヲ得サルカ故ニ其ノ競争ニ勝ツコトヲ得
ルトキハ販路ヲ拡張スルコトヲ得ルノミナラス仮令アル理由ニヨリテ
一ツノ市場ヲ失フトモ販路シテ他ノ市場ニ販路ヲ求ムルコトヲ得ルカ故
ニ主トシテ此ノ種ノ貨物ヲ輸出スルモノハ吾界商業上ノ位置勝レリト
ナスヘキモノナレトソノ輸出スルモノカ独リ特殊ノ市場ニ於テノミ需
要セラル、モノハ競争者ハ多カラサルモ其ノ販路ヲ拡張スルコト難キ
ナリ、殊ニ市場ニ於ケル需要ニシテ着シク減シタルトキハ輸出国ノ生
産者ハ大イニ困難ヲ感セサルヲ得ス、故ニカ、ルモノヲ輸出スル国ノ
吾界商業上ノ地位ハ劣レリト云フヘキナリ、要スルニ同シ工業國ノ中
ニアリテモ輸出スル貨物ノ種類ニヨリテ吾界經濟上ノ地位ハ異ナルモ
ノナリト云フヘシ。

第三章 自由貿易ト保護貿易

商業政策ノ根本ハ自由貿易主義ヲ採ルカ保護貿易主義ヲ採ルカニアリ、自由貿易國トハ國家カ輸入貨物ニ對シテ輸入税ヲ課セスエレヲシテ、自由ニ輸入セシムル國ノ義ニハアラス。モシ自由貿易國ノ意義ニシテ此ノ如キモノトシタナラハ國家ハ税源トシテ関稅ヲ放棄スルニ當リテ國家財政上之レヲ斷行スルコト難カラサルヲ得ス、從ツテ今此ノ意義ニ於ケル自由貿易國ハナシ、英國ハ自由貿易國トシテ最モ有名ナルモノナレトモ決シテ輸入税ヲ課セサルモノニアラス、二十有餘ノ貨物ヲ採ヒテ輸入税ヲ課ス、只稅ヲ課スル目的カ之レニヨツテ財政收入ヲ擧ケントスルモノニシテ、決シテ内部ノ商業ヲ保護發達セシメントスルモノニアラサルカ故ニ自由貿易國ナリト云フコトヲ得ルナリ、換言セハ財政関稅ヲ課スト云フコトハ自由貿易主義ト相容レサルモノニアラス、之レニ反シテ保護貿易國トハ外國ヨリ輸入スル貨物ニ輸入税ヲ課スト云フコトニヨリテ内國市場ニ於テモ外

國品ノ價格ヲ高クシテ從テ同價ノ貨物ヲ生産スルモノヲシテ之レト競争スルコトヲ得セシメ、之レニヨツテ從來外國品ヲ利用シタルモノヲシテ内國品ヲ利用セシメ以テ内國品ノ需要ヲ増シ内國生産ヲ振興セシメントスル國ヲ云フナリ、例ヘハ或ル外國貨物ヲシテ仮リニ五円ニテ輸入セラル、モノトセハ金銀金貨ノモノヲ生産スル者ハソノ市場ニテハ五円以下ニテ之レヲ売ラサルトキハ外國品ト競争スルコトヲ得ス、其ノ結果ハ五円以下ニテ売ルコトノ出来サルモノハ生産販売スルコトヲ得サルナリ、然ルニ國家ニテハ一円ノ輸入税ヲ課ストセハ其國市場ニ於ケル外國品ハ六円トナルカ故ニ我國生産者ニシテ六円以下ニテ販売スルモノハ外國品ト競争スルコトヲ得ルカ故ニ五円以下ニテハ生産販売スルコトヲ得サルモノモ生産販売スルコトヲ得ルニ至ルヲ以テ若シソノ市場ニ於ケル需要ニシテ變化セサルモノナリトセハ外國品ノ需要ヲシテ内國品ニ移ラシムル效果アルナリ、其ノ結果内國ノ生産ヲ振興スルコトヲ得ルナリ、

保護貿易ハ関稅ニヨリテ内國産業ヲ振興スルコトヲ意味スルモノナレハ前掲トシテ関稅ニヨリテ其ノ内國市場ニ於ケル價格ヲ騰貴セシメサルヘカ

ラサルモノナリ、然ルニ此処ニ保護貿易政策ニ類似ノ政策アリ、
スモノナリ、然ルニ此処ニ保護貿易政策ニ類似ノ政策アリ、
政府ハ内国生産者中適當ト認ムルモノニ企業ノ創立ニ際シ土地又ハ
織類ヲ貸與又ハ給与シ、或ハ株式ノ一部ヲ引受ケ又ハ相当ノ資金ヲ給与又
ハ貸與シ企業ヲ起スコトヲ容易ナラシメ原料等ヲ分與シ、補助利子ノ制度
等ヲ設ケ其他生産者ヲナスニ便宜ヲ与ヘルコトナリ、助長政策モ國家カ生
産ニ對シテ自由放任ノ態度ヲ殊ラス、之ヲ發達セシムルモノナレハ広義ノ
保護政策中ニ加フルヲ得ヘキモ爰ニ云フ保護貿易政策トハ全然區別セサル
ヘカラス、

助長政策ト保護貿易政策ト異ナル矣ヲ奉タレハ
① 前者ハ國庫ノ負擔大ナルモノナレトモ、後者ハ國庫ニ何等ノ負担ヲ生
セサルノミナラス、輸入関稅等ニシテ甚タ高カラサル限りハ相当外國品
ノ輸入アルヘケレハ相当ノ財政收入ヲ生ズルモノナリ、
② 前者ハ国内ノ物價ヲ高メス、從ツテ消費者ニ不利益ヲ生セサルモノナ
レトモ、後者ハ内国ノ物價ヲ高メ消費者ニ不利益ヲ生ズモノナリ、

(3) 前者ハ適當ノ企業家ヲ選ビ之レヲ行フモノナレハ其ノ效果ハ著シケレ
トモ後者ハ上述ノ如ク單ニ内国市場ニ於ケル價格ヲ高タスルコトニヨリ
テ一般ニ生産販賣ヲシテモ利潤アリト信スルモノヲシテ企業ヲ起サシム
ルモノナレハ其ノ效果ハ前者ニ比シテ著シキモノナラス、從ツテ前者ノ
保護ハ特殊ナルモノナレト後者ノ保護ハ一般ノモノナリ、但シ後ニ
モ論スルカ如ク莫ノ企業ノ種類ニシテ大資本ヲ要シ特殊ノモノニアラザ
レハ之レヲ當ムコト能ハサルモノハ、事實上ハ前者ト大差ナシトイフハ
シ、

(4) 前者ハ適當ナル企業家ヲ選ビ之レヲ行フコトヲ得ハ其ノ效果著シキモ
ノナレト若シ政府當局ニシテ情實等ニヨリテ之レヲ撰ビタルトキハ其ノ
弊害ハ大ナリ、之レニ反シテ後者ハ一般ニ物價ヲ騰貴スルコトニヨリ
生産者ニ私經濟上ノ利益ヲ与フルモノナレハ其弊害比較的少シ、
已ニ兩者ニ上述ノ如キ數多ノ差異アル以上ハ全然之レヲ區別セサルヘカ
ラス、

自由貿易主義ニ對シ論議セラレ居ルハ助長主義ニアラスシテ保護貿易主

載ナリ、故ニ吾人ハ自由貿易ト保護貿易トノ言論ニツキテ少シク説明ヲ加ヘントス、

自由貿易主義ハ英國學派ノ經濟學說ノ根柢ヲナスモノニシテ産業革命後ニ於ケル英國經濟社會ノ事情ト相俟テ一時本說實際ノ兩方面ニ亘リ大イニ奇ニ行ハレタリ、

自由貿易ノ根柢ノ重ナルモノヲ奉クレハ

① 自由貿易ハ消費者ノ利益ト一致ス、

英國ノ經濟學者ハ經濟問題ヲ解決スルニ當リ常に消費者ノ立場ヨリ之レヲ見、其ノ利益ニ合致スルトキハ經濟社會ヨリ見テ正シトシ之レヲ稱讚ス、英國學者ノ態度ニシテ既ニ此ノ如クナレハ自由貿易ヲ奉ケ保護貿易ヲ排斥スルハ當然ナリ、アダムスミス論シテ曰ク、消費ハ經濟ノ目的ニシテ生産ハソノ手段ニ過キス、生産者ノ利益ヲ保護スルハ消費者ノ利益ヲ害サ、ル範圍内ニ於テ為サルヘカラス、消費者ハ國ノ内外ヲ向ハス而テ良好ニシテ價格ノ低廉ナルモノヲ求ムルヲ以テ利益トス、然ルニ國家カ輸入税ニ當リ外國貨物ノ輸入ヲ妨ケ以テ生産者ヲ保護セントス

ルハ小數ノ生産者ノ利益ノタメニ多數ノ消費者ノ利益ヲ害スルモノト云ハサルヘカラス、消費者ノ利益ヲ尊重セサルヘカラスルコトハ論ヲ俟タサレト生産者ノ利益ヲ保護スルハ消費者ノ利益ヲ害スルモノナリトシテ排斥スルハ正當ナル見解トイフヘカラス、何トナレハ此ノ論ハ生産者ト消費者トハ社會上對峙スルモノニアラスシテ社會多數ノモノハ生産者ナルト同時ニ消費者ナルヲ忘レタリ、社會多數ノモノカ生産者ナルト同時ニ消費者ナリトセハ仮リニ生産者ト消費者カ利害相反ストスルモ生産者トシテ利益ヲ進ムル程度ト消費者トシテ利益ヲ害スル程度トヲ比較スルニ非サレハ輸入税ヲ課シタル效果ヲ知ルコト能ハス、例ヘハ労働者ノ如キハ余猶乏シケレハ物價ノ低廉ナルヲ希望スベク從ツテ保護貿易ニハ反對ナランモ、保護貿易政策ノタメニ生産ノ振興ヲ促シ労働ノ需要ヲ増加シタランニハ其ノ所得増加スル理ナレハ之レヲ排斥スルノ理由ナシ、但シ生産者中ニモ工業家ハ工業品ヨリ云ハハ生産者ノ位置ニ立ツモノ原料又ハ原料商品ヨリ云ハハ消費者タリ、故ニ工業家ヨリ云ハハ原料等ノ價格ノ低廉ヲ希望スルモノナリ、サレハ此ノ矣ヨリ云ハハ生産者ト消費者ト

ハ全然利益ノ相反スルモノニアラス、英國カ保護貿易主義ヲステ、自由貿易ニ移リタルハ決シテ消費者ノ利益ヲ重ンシタルニアラスシテ工業家ノ利益ヲ重ンシタル結果ナリ、英國ノ工業ハ産業革命ノ結果諸國ヲ凌駕シタレハ外國品ノ競争ヲ受クル虞ヒナキノミナラス、學コソノ生産費ヲ輕減シテ販路ヲ擴張スルヲ得策トス、生産費ヲ輕減スルニハ原料、食料等ヲ外國ヨリ輸入スルヲ得策トス、而シテ工業家ノ利益ト消費者ノ利益ト一致シタレハ自由貿易ニ歸リタリ、經濟ノ未タ充分ニ進歩セサル國ニ於テハ生産者ノ利益ト消費者ノ利益ト一致セサレハ保護貿易ノ必要ヲ説ク者生ス、但シ保護貿易ハ內國市場ニ於ケル価格ヲ高クスルモノナレハ現在ニ於テハ消費者ノ利益ト相容レサルハ明カナレトモ、其ノ価格ノ騰貴ハ必スシモ永久的ナラス、保護貿易ノタメニ生産ヲ振興シテ生産費ヲ低廉ニスルコトヲ得タランニハ物価ハ又低廉ニナルヘシ、故ニソノ消費者ヲ苦シムルハ一時的ニシテ永久的ニハ反ツテ消費者ノ利益ト一致スルコトアリ、保護貿易ノ國ニ經濟上利益アルハ畢竟コノ場合ニ限ラル、モシ輸入税ノタメニ物価ヲ高ムルモ産業ノ振興ヲ見ルコト能ハス物価ヲ低

②

廉ナラシムルヲ得サル場合ハ保護ノ目的ヲ達セサルモノト云フヘシ、自由貿易ハ國際分業ノ利益ヲ收ムルコトヲ得、自由貿易論者カ論スル國際分業ニシテ國民經濟ニトリテ利益ナルモノ

ナル以上ハ國家輸入税等ニヨリテ國際間ノ經濟交通ヲ妨クルコトハ其國ノ資本労働ヲシテ最モ利潤多キ企業ヨリ輕シテ比較的利潤少キ企業ニ移ラシムルモノナリ、語ヲ換ヘテ云ハ國際分業ノ利益ニハアラストイフ、此ノ論モ一見正シキカ如ケレトモ少シク研究スレハ數多ノ缺欠ヲ包含スルモノト云ハサルヘカラス、

(一) ハ此ノ論ハ保護貿易ハ國際分業ヲ排斥スルモノナリトノ前提ノ下ニ立ツモノナルカ之レハ誤解ナリ、保護貿易ハ國際分業ト背馳シ居ルモノニアラス、保護貿易ハ其國ノ國際上ノ位置ヲ向上セシムルコトヲ目的トスルモノナリ、其國ノ産業ニシテ大イニ振ハサレハ古來經濟上優越ナル地位ヲ得ルコト能ハス、從ツテ諸國ニカヲ益シテソノ經濟上ノ地位ヲ高クセントスルナリ、*Opportunities* 一國ノ輸出入ヲ合集シテ其ノ貿易額即チアテエル國ノ輸出入ヲ合集シタルモノト比較シテ其ノ

一割以上ヲ占ムルモノヲ一等國トナシ、^{四五}一割以上ヲ占ムルモノヲ二等國トシ、^{四六}一割以上ヲ占ムルモノヲ三等國トシ、其ノ以下ノモノヲ四等國トシテ以テ其國ノ經濟上ノ位置ヲ定メントセリ、其ノ標準ノ適否ハ姑クオキテ諸國ノ間ニ經濟上優劣アル以上ハ如何ナル國トモ其ノ位置ヲ向上セントセサルモノナシ、其ノ位置ヲ向上セントスルカタメニ人為的ニ産業ヲ發達セシメントスルコトカ保護貿易ノ目的ナリ、故ニ國際企業ト保護貿易トハ相容レサル觀念ニハアラス、從ツテ此処ニ國際企業ノ利益アル所以ヲ列挙シテモ此レニヨリテ直チニ保護貿易ヲ排斥スル理由トナスコト能ハス、尤モ保護貿易ヲ主張スル者ノ中ニハ其國ニ消費スルモノハ奉ケテ其國ニ生産セサルヘカテサルコトヲ主張スルモノアレトモ此ノ論ハ明カニ國際企業ヲ否認スルモノナルカ故ニ國際企業ノ利益ヲ以テ之レヲ破ルコトヲ得ルカト思フ。

(二)ニ此論ハ各國ヲシテ現在最モ低廉ニ生産スルコトヲ得ル生産ニ資本勞働ヲ集中シテ他ヲ顧ミサルモノナリ、何トナレハ消費者ニ最モ低廉ニ供給スル市場ニツキテ具レテ求メン

トスルカ故ナリ、若シ其國ノ産業ニシテ最モ合理的ニ行ハレテ之レヲ發達セシムルコト困難ナリトセハ現在生産スルモノニカテ集中スルノカ得策ナレトモ今日國際企業ハ必スシモ合理的ニ行ハレルモノニアラス、生産力余リアリテ其ノ生産力尙ホ未タ充分ニ開發セサルモノ少ナカラズ、^{四七}之等ノ國ニシテ現在最モ低廉ニ生産スルコトヲ得ルモノ、ミラ守リテ他ヲ顧ミサルコトハ國際企業ノ其ノ位置ヲ向上セシムル所以ニアラス、諸國ハカテ盛シテ其ノ生産ヲ發達シテ以テ其ノ位置ヲ高メントシテ居ルカ故生産ノ國際的分布ハ常ニ變化シテ定マル所ナシ、故ニ現在ノ生産ノミニカテ用ヒテ他ヲ顧ミサルコトハ已ニ生産ノ發達シテキル國カラ云ヘハ利益ナランモ未タ生産ヲ發達セシメサル國カラ云ヘハ不利益ナリ。

(三) 經濟ノ未タ發達セサル國カ産業ノ發達ニカラ盛スハ当然ナリトシテ其國蒙ハ之レニ干渉セサルヲ以テ得策ナリトナスヲ得ルヤ否ヤハ實ニ自由貿易ト保護貿易ノ岐ル、^{四八}欠ナリ、而シテ國際的ノ生産ノ分布ヲ消費者ノ利益ノミニ放任シテ顧ミサルトキニハ現在我國ニ於テ諸國ニ比

シテ廉価ニ生産スルコトヲ得サルモノハ遂ニ生産スルコトヲ得サルワケナリ、

何トナレハ生産者ハ目前ノ利益ノミヲ見テ其ノ生産カ将来有望ナリヤ否ヤヲ向テ余裕ナシ、故ニ其國ノ生産条件上榮達スヘキ望ミアルニ拘ハラズ外國ノ競争ノタメニ榮達セサル生産アルトキハ國家ハ之レヲ援ケテ榮達セシムルコトカ國民經濟上利益ナリト云ハサルヘカラサルナリ、要スルニ國際分業上ノ利益ニヨリテ自由貿易ヲ主張スルコトハ出来サルモノナリ、

(3) 自由貿易ハ資本労働ヲシテ最も有効ニ活用セシムルモノナリ、地方的分業ト資本労働トノ干係ニツキテ上ニ述ヘタル理ヲ推シテ地方的分業ヲシテ資本労働ヲ最も有効ニ活用セシムルコトヲ得ルトセハ國際的分業ニモ之レヲ応用スルコトヲ得ル訳ナリ、而シテ國際的分業ニハ地方的分業ノ場合ト異ナリテ生産条件ノ分レル國カ其ノ資本労働ヲ失フ危険ナキカ故ニ自由貿易ヲ行フヲ以テ最も得策ナリトナサ、ルヲ得サルコトナリ、此ノコトヲ最も明確ニ主張シタルモノカ彼ノ「リカルド」ノ比

軟性産業ナリ、

其説ノ大畧ハ國內ニ在リテ各生産トモ最モ生産費ノ少ナキ地方ニ集マルモノナリ、換言セハ絶対生産費ニヨリテ其ノ生産場所ヲ定メテ有無相通スルモノナリ、而シテ又國民經濟上利益ナレトモ國際間ニアリテハ資本労働ノ移動自由ナラサルヨリ其國生産ノ中比較的生産費少キモノヲ撰ヒテ之レニ資本労働ヲ集中シテ有無相通スルトキニハ恰モ生産費少キモノヲ以テ生産費多キモノト交換スルニ等シキモノニシテ利益アルノミナラス之レヲナスニヨリテ國民經濟上何等ノ危険ヲ生スルコトナシ、故ニ國家カ輸入税等ニヨリテ此ノ弊ヲ妨クルコトハ害アリテ益ナシ、前ニ掲ケタル例ニツキテ云ハハ甲乙二國アリテ甲國ハ生産条件劣レリトシテモ假令自由貿易ヲ行ヒテモ其ノ國ノ生産ハ益ク七ヒタルモノニアラス、資本労働ハ乙國ニ移動スルモノニアラス、而シテ乙國ノ資本労働ハ比較的生産費ノ少キBノ生産ニ甲國ノ資本労働ハAノ生産ニ集マルヘキ傾向アルモノナリ、此ノ傾向ヲ國民經濟ヨリ見テ利益ナルカ故ニ國家ハ保護貿易ニヨリテ此ノ傾向ヲ阻害スヘカラサルモノナリト云フナリ、

りかどハ生産費ニヨリテ自由貿易ヲ主張シタルコトハ自由貿易論トシテハ進歩ナレトモ此ノ説ヲ以テシテモ尚ホアラエル場合ニ自由貿易ノ勝レルコトヲ証明スルコト能ハサルヘシ、

(一) 此ノ論ハ資本労働ヲ其ノ本国ニ固着シテ他ニ移動セサルコトヲ前提トス、

然シナカラ此ノ前提ハ事實ニ反ス、資本労働ハ國際的ニ移動シ難キコトハ爭フヘカラサルモ、或ル程度マテハ移動スルコト諸國ノ实例ニ徴シテ明カナリ、

資本労働ニシテ移動スヘキモノトセハ、生産条件ノ分レル國ニ於テハ外國ニ出スコトヲモ亦認メサルヘカラス、
資本労働ハソノ國ヲ出ルモノニアラストシテ自由貿易ヲ論スルコトヲ得サルナリ、

(二) かりかどハ生産費ヲ計算スルニ其ノ生産ニ要シタル資本労働ノ数量ヲ以テシタル此ノ説明ハ極メテ簡單ナレトモ實際ニ行ハル、外國貿易ヲ説明スルコト能ハサルナリ、

今日ノ外國貿易ハ兩國ノ市場ニ於ケル価格ノ差異ニヨリテ生ス、生産条件ノ劣レル國カ其ノ勝レル國ノ競争ヲ受ケテ困難スルトイフハ其國ノ生産品ノ価格カ高キ故ナリ、然ラハ仮リニ生産ニ要シタル一單位カ他ノ國ノモノト全價格ナリトスレハ兩國ノ間ニ貿易ノ行ハル、道理ナシ、上ニ掲ケタル例ニ於テ甲國ハ乙國ヨリBヲ輸入スルコトハ想像シ得ルモ乙國カ甲國ニ比シテAノ価格カ低廉ナルニ拘ハラズ之レヲ輸入スル道理ナシ、故ニ資本労働ノ單位ノ価格カ甲國ニ於テハ乙國ニ比シテ遙カニ低廉ニシテ甲國ノAノ價格カ乙國ノAノ價格ニ比シテ尚低廉ナル場合ニ外國貿易ハ行ハル、ナリ、此ノコトハ普通ノ場合ニハ想像シ得サルコトナリ、故ニ此ノ理ヲ以テかりかどノ説ヲ是認スルコト難カラサルヲ得サルナリ、
かりかど之ヲ弁シテ曰ク、假令反對論者ノイフ如ク二國ノ間ニ已ニ貿易ノ成立スルコトカ困難ナリトシテモ、久シカラスシテ貿易成立シ、比較的生產費ニヨリ有無相通スルニ至ルナラン、何トナレハ甲國ハ論者ノイフ如クAヲ乙國ニ輸出スルコト能ハストシテモ、甲國ハ乙國ヨリBヲ輸

入スルニ從テ其ノ貨幣ヲ對価トシテ輸出セサルヲ得ス、其ノ結果甲國ノ物価下落シ、Aノ価格ハ乙國ノAノ価格ニ比シテ低廉トナラサルヲ得サルナリ、於爰甲國ハ乙國ニ輸出スルヲ得ルカ故ニAノ生産振興シ其ノ國ノ資本労働ハ之レニ集中シ以テ國際的分業ヲ行フヲ得ルカ故ニ自由貿易制度ヲ採用スルモアラユル産業カ外國ノ産業ト競争シテ倒レルモノニアラス、

此ノ論ニ從フトキハ生産条件ノ劣レル國ノ産業ハ益ク倒レテ其國ノ資本労働カ外國ニ移動スルコトナキコトハ之レヲ承認スルコトヲ得レトモ少クトモ相当ノ程度マテハ其國ノ資本等カ外國ニ移動スルモノナルコトハリカドモ之レヲ認ムルモノナリ、リカドハ資本ノ文字ヲ避ケテ貨幣ノ文字ヲ以テスレトモ其ノ意味ハ毫モ異ナラサルナリ、若シ其國ノ資本労働ニシテ或ル程度マテ外國ニ移動シタル後ニ始メテ或ル種ノ産業起リ以テ國際的分業ヲナスコトヲ得ルモノトセハ其國ノ世界經濟上ノ位置ハ決シテ高キコトヲ得サルノ理ナリ、國民經濟ノ立場ヨリテ之レヲ満足スヘキ道理ナシ、

仮リニ一歩ヲ讓ツテ其事ニシテ憂フヘキモノニアラストスルモ其國ニ於ケル經濟社会ノ動搖ハ之レヲ輕視スルコト能ハサルナリ、

何トナレハ甲國ノBノ生産ニシテ乙國ノ競争ヲ受ケテ倒レサルヘカラサル場合ニハBノ生産ニ干係スル資本ノ大部ハ其ノ用ヲナサ、ルニ至ルハ勿論、其ノ生産ニ関連スル労働者ハ職業ヲ失ヒ大ニ困難セサルヲ得サルナリ、假令速ヒニハAノ生産振興スルモ若干ノ年月ノ后ニ起ルヘキモノナレハ其ノ時ニ至ルマテハ大ニ困ラサルヲ得ス、Bノ生産ニシテ國民經濟上相当重要ナルモノナリトセハ其國ノ經濟社会ノ動搖ハ決シテ輕キコトヲ得サルナリ、國家ハAノ生産カ久シカラスシテ振興スヘキヲ理由トシテ自由ニ放任スルヲ得サルコト明カナリ、國家ヨリ云ヘハ一面乙國ヨリノ輸入ハアル程度マテ抑制シ以テBノ産業ヲ或ル程度マテ緩和スルト同時ニAノ産業ヲシテ成ル可ク速カニ進行スルノ途ヲ諱シテ以テ經濟社会ノ動搖ヨリ生スル慘害ヲ緩和セサルヘカラス、換言セハカナル場合ニ國家カ一貫シテ自由貿易ヲ守リ居ルコトヲ得サルハ明カナリ、要スルニリカドノ比較生産費説ハ自由貿易論者ノ論拠トシテ常ニ引

用セラル、所ナレトモ之レニヨリテ如何ナル場合ニテモ自由貿易カ正シキモノナリト云フコトヲ得サルモノ、如シ、

(4) 自由貿易ハ競争ヲ激烈ナラシメテ以テ生産ノ技術並ニ経済ノ改良ヲ促スモノナリ、

競争ハ進歩ノ極元ナリ、国内ニ於テ自由競争行ハル、カタメニ其ノ国ノ企業家ハ生産技術及ヒ経営方法ヲ改良シテ以テ其ノ競争ニ打勝タントスルモノナリ、モシコノコトニシテ正シキモノナリトセハ自由貿易ニヨリテ国際的ニ自由競争ヲ許シタル生産技術至管方法ノ改良ヲ促スコトヲ得ル道理ナリ、自由競争カ進歩ノ極元ナリト云フコトハ、競争ヲ促スヘカラス、サレトモ競争カ利益アリテ害ナキ場合競争スルモノ、カ相等シク、シカモ自由ニ競争スルコトヲ得ル場合ナリ、競争スル者カカニ大ナル差異アルトキハ競争ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス、外国貿易ノ場合ニアリテモ兩國ノ経済力カ相等シキトキニハ自由貿易ニヨリテ互ニ競争スレハ生産技術並ヒニ経営方法ノ改良ヲ促スコトヲ得レトモ兩國ノ経済力甚シク差異アルトキニハ経済力ノ劣レル國ハ勝レルモノ、タメニ圧セラレテ生産等ヲ

保護セシムルコトヲ得サルナリ、斯ル場合ニ於テハ寧ロ或ル程度マテノ保護ヲナストキニハ反ツテ利戟ヲ受ケテソノ産業ヲ振興スルコトヲ得ルナリ、但シソノ保護ノ程度甚タシキトキニ於テハ外国ヨリ競争ヲウケサルカ故ニ内国生産者ニシテ企業ノ聯合又ハ合同ヲ作リテ内国市場ヲ独占スルニ至ル傾向ヲカラサルヲ得サルナリ、内国市場ヲ独占スルトキハ全ク競争ノ利戟ヲ受ケサルカ故ニ反ツテ生産技術並ヒニ経済ノ改良ヲ益ルニ至ル弊アリ、殊ニ内国市場ニシテ比較的狭濶ナルトキニハ此ノ種ノ弊占ラ見ルコト容易ニ明白ナリ、之ヲ諸國ニ於テ企業ノ合同成立スルトキニ其ノ生産スルモノ、輸入税ヲ廢止シテ外国ヨリノ輸入ヲ迎ヘテ其ノ弊ヲ匡正セサルヘカラスト論スル者モアルナリ、

保護貿易ハ企業ノ聯合又ハ合同ヲ起シ易シトイフニ止マリテ保護貿易ノ下ニ於テハ必ス此ノ種ノ弊占起ルモノナリト云フヲ得ス、何トナレハ企業ノ種類等ニヨリテハ容易ニ企業ノ聯合又ハ合同ヲ起スコトヲ得サルモノアリ、現ニ此米合衆國ニ於テモ企業合企ハ生産ノ一部分ノミニ限定セラル、ナリ、又自由貿易ノ下ニ於テモ企業ノ合同カ起ラサルモノニモ

限ラス、英國等一於テモ企業ノ合同カ相当ニ起ルヲ見テモ其ノ証拠トスルコトヲ得ス、外國ヨリノ競争劇烈ナルカ故ニ従前ノ如ク小企業ニテハ之レニ對抗スルコト困難ナレハ基礎ノ強固ナル合同ヲ組織シテ外國ノ競争ニ對抗セントスルナリ、要スル保護貿易ハ企業ノ聯合又ハ合同ヲ起ス傾向アルカ故ニソノ程度ハ適度ナラサルヲ得ス、自由貿易論者ハ若シモ工業等ヲ振興セシメントセハ原料ハナルヘク自由ニ輸入セサルヘカラス、若シ原料等ニ対シテ保護関稅ヲカケタルトキハ其ノ原料ノ生産者ハ之レカタメニ利益ヲ受クヘキモ其ノ原料ヲ用フル工業家ハ大イニ困ラサルヲ得サルナリ、従ツテカクノ如キ場合ニ於テハ先ニ課シタル原料ノ輸入稅ヲ返私多返戻シテコレカ負担ヲ軽減セサルヲ得ス、所謂戻シ稅ノ制度之レナリ、戻シ稅ヲ設クル必要アリトシタラハ始メヨリ輸入稅ヲ課セサルヲ以テ違カニ簡便ナリト云ハサルヘカラス、サレト戻シ稅ノ制度ハ若干ノ困難ヲ伴フコトハ争フヘカラサレトモ之レアルカタメニ原料悉ク自由ニ輸入セシメサルヘカラス、我國ニモ原料ヲ生産スルモノアル以上ハ独リ工業品ノミヲ保護シテ原料ノ生産ヲ保護スヘカラ

ストイフコトヲ主張スルコト能ハサルハ勿論、之カタメニ全然自由貿易ヲラサルヘカラス、ストイフ主張ヲナスコトハ不可能ナリ、以上述ヘタル自由貿易ノ論據ヨリ考フルトキハ自由貿易ハ商業政策トシテハ理想的ナリ、一國ノ經濟發達シテ外國ヨリノ競争ヲ受ケテモ其國ノ經濟社會ニ動搖ノ来ヌス憂ヒナキノミナラス寧ク益、其ノ生産物ノ販路ヲ擴張スルヲ利益トナスニ至ルヤ自由貿易制度ヲ採用スルヲ以テ得策ナリト云ハサルヲ得ス、英國ノ産業カ産業革命以來諸國ニ凌駕スルニ至リシヲ以テ従前ノ保護貿易ヲ捨テ、自由貿易ニ移リタル事情ヲ見テモ之レヲ知ルヘシ、サレト其國ノ經濟ニシテ尚ホ未ダソノ國ノ生産条件ノ許ス程度マテ發達セザリシトキハ自由貿易ニヨルトキハソノ國ノ生産条件ハ勝レルニ拘ハラズ、亦其經濟上優秀ナル地位ヲ得ルコト能ハス、保護貿易ハ物価ヲ高ムル等ノ弊害アルニカ、ハラズ之レヲ以テ産業ノ振興ヲ計ラサルヘカラス、之ト同時ニ其國ノ重要産業ニシテ外國ノ競争ヲ受ケテセヒサルヘカラサル場合ニハ其國ノ經濟暴ニ及ボス等少ナカラサルカ故ニ其ノ動搖ノ程度ヲ緩和スルタメニハ一掃産業ノ保護ヲ必要トスルト云フコトヲ得ヘシ、

保護貿易ヲ主張スル者ハ自由貿易ヲ主張スル者トハ異ナリ保護ノ目的、範圍並ヒニ程度ヲ企ウセス、殊ニ實際問題トシテ或ル種業ノ産業ニツキテ保護スヘキヤ否ヤヲ論スルニ當リテハ人ニヨリテ説ヲ異ニス、

歐洲諸國ニ於テ保護貿易ヲ主張スルモノヲ生シタルハ交通機關發達シテ運賃等カ大イニ減少シタルタメナリ、交通機關未タ發達セス運賃比較的高カリシ向ハ仮令諸國ノ生産条件ニ差異アリ、從ツテ生産費等ニ差異アリトシテモ重量甚タ輕クシテ価格ノ大ナルモノニアラサレハ原則トシテ國際間ノ競争ヲ見サリキ、從ツテ生産条件ノ劣レル國ニ於テモ保護貿易ヲ行フノ必要ナカリシモ、交通機關發達シ運賃大イニ減少スルニ至ルヤ運賃ナルモノハ外國品ノ競争ヲ抑制スルカヲ有セサルナリ、其ノ結果、内國生産者ヲシテ其ノ生産ヲ維持シ且ツ之レヲ擴張スルカタメニハ國家カ保護貿易政策ニヨリテ之レヲ模タル必要ヲ生シタルナリ、殊ニ歐大陸諸國ノ如ク文明ノ程度相英シ生産技術等ノ差異甚タ少キ國ノ間ニ於テハ隣國ノ産業ノ圧迫ヲサケシムルカタメニハ関稅ヲ以テ生産者ヲ保護スル必要更ニ大ナラサルヲ得サルナリ、歐洲諸國民ノ向ニ於テ関稅向惡カ熱心ニ論セラル、ハ之レカ

タメナリ

而シテ經濟發達スルニ從ツテ從來農産物ヲ輸出シ工業品ヲ輸入シタリシ農産國カ漸次工業國トナリテ工業品ヲ輸出シ農産物ヲ輸入セサルヘカラサル状態トナルヤ原則トシテ工業ヲ保護スル必要ナキハ、ナラス人ロヲ養ヒ工業ヲ盛ニスル必要上農産物ヲ大イニ輸入セサルヘカラサル故自然農産ハ打擊ヲ蒙リ農村ハ衰退セサルヲ得ス、茲ニ於テ農業保護論生ス、

農業ノ保護ハ國民ノ生活必要品並ニ工業原料ノ価格ヲ高クシテ國民ノ生活ヲ脅シ工業ノ發達ヲ害スル悞レアルカ故ニ農業保護ニツキテハ學者ノ間ニ頗ル論アリ、英國ニ於テモ上ニ述フルカ如ク農業國ノ境ヲ脱シテ工業國トナラントスルヤ此ノ論起リタルナリ、其結果英國ニ於テハ一七九一年ニ異動稅率 (sliding scale) ヲ起シテ農工業ノ間ニアル利害ノ衝突ヲサケントセリ、コノ移動稅率トイフコトハ農業者ヲシテ相当ノ利潤ヲ得セシムヘキコトヲ標準トシテ穀物価格ヲ一定シ置キテ穀物ノ価格ヲシテ常ニ之レニ概ラシメンコトヲ目的トスルモノニシテ内國市場ニ於ケル穀物ノ価格ニシテ之レヨリ高クナリタルトキニハ関稅ヲ廢シテ以テ外國ヨリノ

競争ヲ自由ナラシムルト同時ニ内国市場ノ価格ニシテ其ノ標準価格ヨリ低
カリシトキニハ其ノ価格ト標準価格トノ差異ヲ関税トシテ課シテ以テ内国
市場ノ価格ヲシテ標準価格ニ近ヨラシメントスル制度ナリ。此ノ制度ハ一
見甚タ巧妙ナレトモ今日ノ商業取引ニハ枚行ハル、カ故ニ其ノ目的ヲ達
スルコトヲ得サリキ。既ニ関税ニヨリテ適当ニ農工業者ノ利益ヲ調和スル
コトヲ得ストセハ工業國ニ於テハ農業ノ利益ヲ犧牲ニ供シテ工業ヲ振興セ
シメントスル勢大ナルカ故ニ農業ヲ保護セントスルモノハ國民經濟ノ独
立ヲ理由トシテ以テ農業ヲ保護セントスルモノ少ナカラス。其ノ論旨ハ必
スシモ一ナラサレトモ總称シテ之レヲ國民經濟獨立論又ハ自給自足論ト称
ス。保護貿易論ニアリテハ保護ノ範圍最モ広ク主トシテ工業國ニ於テ行ハ
ル、論ナリ。

國民經濟獨立論中最モ巧妙ナリト称セラル、ハ國民經濟ハ自國ニ於テ消
費スルモノハ拳ケテ之レヲ生産スルヲ理想トスルモノナリ。現今農業國工
業國ト称シテ經濟ノ進歩シ居ル國ハ進歩セサル國ニ工業品ヲ供給シ、食糧
及ヒ原料ヲ輸入スレトモ此ノ現象ハ永續的ノモノニアラス。農業國ニシテ
漸次國內ニ工業ヲ起シテ工業品ヲ輸入セサルニ至ルト全時ニ人口増加ト相
俟テ農産物ヲ輸出セズ自國ニ於テ之レヲ消費スルニ至ラハ工業國ハ一面ニ
ハ工業品ノ販路ヲ失フト全時ニ一面ニハ食糧品ノ供給地ヲ失フヘキナリ。
故ニ工業國ハ遂ヒニ困難セサルヲ得ズ、工業國ハ進ンテ工業品ノ販路ヲ拓
張スルヨリモ寧ロ内国市場ヲ守ルコトヲ努メテ農業ヲ振起シ其國ノ人口ヲ
發フ途ヲ講セサルヘカラストイフナリ。

カノ *Wagner* ノ農業國論ノ如キハノ論ノ最モ詳細ナルモノナ
リ。
わづな一ハ嘗テ彼乙ノ人口ノ増加ニ疑ヒヲ持ミ、人口増加ニシテ勢ヲ改
ムルコトナク、經濟政策ニシテ依然トシテ工業ノ振興ニ重キヲ置クトキハ
彼乙ノ經濟ハ久シカラズシテ困難ニ陥ラサルヲ得スト痛論セリ。
此論ハ甚タ巧妙ナレトモ極端論タルヲ失ハス。コノ論ハ前段ニ於テハ農
業國ニシテ工業ヲ起シタルトキハ工業國ハ工業品ノ販路ヲ失フヘキモノナ
リト説ク、仮リニ此ノコトニシテ誤リナシトシテモ農業國カ工業ヲ振興
テ工業品ヲ輸出セサルニ至ルコトハ一朝一夕ノコトニアラス。工業ノ發達

ニハ資本労働ノ供給カ潤沢ナラサルヘカラサルハ勿論、生産技術進歩、交通機関ノ完備等ト相俟タサルヘカラス、コノコトハ相当ノ年月ヲ要ス、今日農業國ノ中經濟進歩シテ工業國ノ境ニ入ルモノアリテモ、アラユル農業國カソノ境ニ進ムモノニハアラス、且ツ今日殆ト吾界經濟ト交渉ナキ國ニシテ漸次農業進歩スルカタメニ工業國ト貿易ヲナスニ至ルモノアリ得、即チ工業國カ工業品ヲ輸出セサルニ至ルコトハ尙ホ遙遠ナルコト、云ハサルヘカラス、今日ノ工業國ハ其勢明カトナルニ至リテ初メテ之レニ知スル途ヲ講シテ差支ヘナシ、今日ヨリ大ナル犧牲ヲ拂ヒテ内國市場ヲ守ルコトハ得策ニアラスト信ス、

此ノコトハ農業國ニシテ工業ヲ振興シタルトキニハ工業國ヨリノ工業品ノ輸入ハ減少スヘキモノナルコトヲ承認スルモノナリ、サレトコノコトハ誤リナリ、何トナレハ若シコノ事ニシテ誤リナシトセハ外國貿易ハ独リ農業國ト工業國トノ間ニ行ハル、ノミニシテ工業國相互間又ハ農業國相互間ニハ存在セサル理ナリ、

唯如何ナル國ニ於テモ異國ノ工業振起シ来ラハ工業品ノ輸入ハ減退スヘキ道理ナリ、然レトモ諸國ノ貿易ヲ研究スルニ之レヲ忖定セルヲ見ル、蓋シ一國ノ工業發達シ来ラハ其國ノ消費カモ亦發達スルカ故ニ工業品ノ輸入モ増加コソスレ決シテ減少スルモノニアラス、

勿論農業國ニシテ或ル種類ノ工業ヲ振起シタルトキニハ工業國ハ之レト全種類ノ工業品ヲ農業國ニ輸入スルヲ得サルニ至ルヤモ知レサレトモ工業國ノ工業品輸出ノ全体ニハ決シテ悪影響ヲ及ホスモノニハアラス、由之觀之、農業國ノ經濟發達スレハ工業國ノ工業品輸出ハ杜絶スルテコトハ誤解ナリ、

此ノ論ノ第二段ハ農業國ノ經濟ニシテ進歩スルトキニハ工業國ハ食料品ノ供給地ヲ失フコトヲ説ク、仮リニ一歩ヲ譲リテコノコトニシテ誤リナシトシテモ、之亦甚タ遠キ將來ノコトニシテ今日ヨリ經濟政策ヲ變更シテ農産物ノ輸入ヲ杜絶スルノ理由ナシ、現今農産物ヲ輸出スル國ニシテ論者ノイフ如ク之レヲ輸出セサルコトアリトスルモ、コノコトハ同時ニ起ルヘキ現象ニアラスシテ漸次ニ起ルヘキ事柄ナリ、之等ノ國ニシテ農産物ヲ輸出スルコト能ハサル片アリトスルモ吾界ニ於ケル未耕地ノ面積委ク之レヲ利

用スルニ至ルコトアルハ勿論今日交通ノ便ナキタメ古界市場ニ生産物ヲ出
ス能ハサルモノ多ケレハ交通機関ノ發達ト共ニ世界市場ニ生産物ヲ出スニ
至ラン。

故ニ工業國ハ農産物ヲ輸入スルコトニ困難ヲ感セサルヘシ、若シ古界ノ
人口大イニ増加シテ各國トモニソノ人口ヲ養フタメニ農産物ヲ輸出スル余
裕ナキニ至ラハ各國共ニ人口ヲ養フタメニ全カヲ注カサルヘカラサル時ニ
シテ農産物ノ輸入ノ如キ向題トスルニ足ラス。

然レトモ此ノ事ハ遠カニ出現スヘキ現象ニアラスト信ス、シカノミナラ
ス現今工業國ト称スルモノハ初メヨリ工業國ニハアラス、若クハソノ農産
物ヲ消費シテ尚ホ餘リアリタレハ之レヲ輸出シ居タル國ナリ、然ルニ人口
ノ増加ニ伴フテタトニ集約的ニ農業ヲ営ミテモ尚之レヲ養フコト能ハサル
ニ至リシカハ之等ノ國ハ一面ニハ殖民又ハ移民ニヨリテ人口ノ増加ヲ緩和
スルト同時ニ工業ヲ振興シテソノ生産物ヲ輸出セサル可カラサル境運ニ立
テルナリ、農業國變シテ工業國トナルハ畢竟此ノ経路ニ出ツルモノナリ、
若シ其國ニシテ内国市場ヲ守リテ農産物ノ輸入ヲ杜絶スルニ至ラハ板令農

業ヲ集約ニシテ以テ多數ノ人口ヲ養ハントシテモ到底ソノ目的ヲ達スル能
ハス、此ノ際人口ノ一部ヲ割キテ種植セシムル土地アラハ兎ニ角新ニ殖民
地ヲ設ケテ之レニ移サシメントセハ外國ト衝突スルノ覚悟ナカルヘカラス、
此ノ事ハ決シテ國民經濟ヨリ見テ賞スヘキコトニアラス。

且ツ經濟法則ハ農業國ニシテ發達スレハ工業國トナルヘキモノナルニ拘
ハラス強クテ工業國ニ用ヒタル資本労働ヲ移シテ再々農業ニ用ヒシムルト
キハ農産物ノ価格ヲ騰貴セシメ、工業家ヲ始メ農産物ヲ消費スルモノハ大
イニ苦シマサルヲ得ス、殊ニ労働者ノ如キハ其ノ生計費ノ中重要ナル部
ヲ占ムルモノ、食料ノ費用ナレハ其ノ価格ノ騰貴ハ生計ヲシテ困難ナラシ
ムルコトニナルナリ、而モ之レカタメアラユル農業家ヲ利益スルカトイフ
ト決シテ然ラス、農業家ノ一部亦即チ其ノ生産シタルモノヲ市場ニ売却タ
ラ得ルモノノ利益ヲ得ルニ止マリ其數決シテ少カラス、而モソノ利益ヲ
受クルモノハ現ニ地主タリ、小作人タル者ニ止マリ、持来地主タリ小作人
タルモノハソノ利益ニ浴スルヲ得ス、地価並ニ小作料ヲ騰貴スレハナリ、
要之穀物ノ価格騰貴ハ社會多數ノ者ニ利益ヲアタヘ小數ノ者ニ利益ヲ与フ

ルモノナリ、此等ノ犧牲ヲ以テ農産物ノ輸入ヲ杜絶セントスルハ極メテ重
大ナル理由ナカルヘカラス、

農業保護ノ論拠ヲ至濟以外ノモノニ求ムル者少カラサレトモ、之レヲ批
判スルニハ至濟政策ノ研究ノ範圍外ニ属スルヲ以テ姑ク措キ、經濟上ノ
論拠トシテ有力ナルハ、農村維持ノ必要ト工業原料自給ノ必要トノ比較ノ
点ナリ、農村維持ノ必要ヲ論スル者ノ論拠ニモ種々アレトモ工業国ニ於テ
最モ巧妙ナリト称セラル、ハ工業ヲ維持發達スル上ニ於テ農村ヲ維持スル
必要アリト云フ論ナリ、工業国ニ於テ工業ヲ輕視スルト云フカ如キ論ハ承
認セラル、道理ナケレハナリ、而シテソノ論ハ工業ヲ維持發達スルニハ相
當ノ資本カト労働カトヲ必要トス、然ルニ現代ノ都會ノ生活ハ人口ヲ減少
スル傾向アリ、若シ農村ヨリ其ノ人口ヲ補填スルニアラサル限リハ都會ノ
人口ハ久シカラスシテ減亡スルニ至ルヤモ知レス、労働力ニシテ大イニ減
退スルニ至ルハ工業ハ到底之レヲ維持發達スルコト能ハス、故ニ農村ノ
維持ハ工業国ニ於テ工業ヲ維持發達セシムルタメニハ必要ナリト云フナリ、
此ノ論ハ頗ル巧妙ニシテ工業ノ發達ニ障害ヲ及ボサ、ル農村維持策ノ論拠

ス文

トシテハ最モ適スルモノナランモ穀物関稅ノ如キ工業ノ發達ニハ障害トナ
ルヘキ政策ノ保護論トナスコトヲ得ルヤ否ヤハ疑ハシ、何トナレハ工業ノ
維持發達ヲ目的ニシテ農村維持ハソノ方法ニ過キサル以上ハ農村ヲ維持ス
ルカタメニ工業ノ發達ヲ害スルカ如キ手段ヲ採ルハ無意義ナリト云ハサル
ヘカラサレハナリ、故ニ工業国ニ於テ農村ヲ維持スルカタメニ穀物関稅ヲ
起スカ如キハ決シテ策ノ得タルモノト云フヘカラス、ヘ神戸博士穀物関稅
論)

工業原料自給ノ必要トイフモノモ亦工業国ニ於テ農業保護論者ニアリテ
唱ヘラレタリ、其ノ論者ハ農業ヲ振興スルコトハ其國ノ自然ヲ利用スルコ
トニシテ其國ノ原料ヲ以テ工業ヲ維持スルヲ得ハ其國ノ工業ノ基礎ヲ鞏固
ナラシムルヲ得ン、モシ外國ノ原料ニヨリテ工業ヲ営マサルヘカラサルト
キハ原料ノ生産国ニシテ原料ノ輸出ニ制限ヲ加フルトキハ我國ノ工業ニ頓
挫ヲ來スヘシ、依リニ此ノ事ナシトシテモ其ノ生産国ノ商人カ我國ノ弱矣
ニ乘シテ原料ノ價格ヲ上下シテ我國ノ工業家ヲ苦シマシムヘシト云フナリ、
我國ノ原料ニヨリテ工業ヲ維持スルト云フコトハ理想トシテハ是認セサル

ス七

ヘカヲサルモ、ニワカニソノ理想ヲ實現スルコトヲ得ルヤ否ヤハ疑向ナラサルヲ得サルナリ、何トナレハ全シク自然ノ生産要素ヲ利用スルト云フモ技術的ニ之レヲナスヲ得ルコトアリ、経済ニナスコトヲ得ルコトアリ、経済的ニ利用スルコトヲ得ルトハ畢竟ソノ生産費少クシテ之レヲ利用スルトキハ外国ノ原料ヲ用キルヨリハ至極上寧ろ有利ナリト云フヲ得ルコトナリ、其國ノ自然ノ生産要素ニシテ至極的ニ利用シ得ルモノアラハ之レヲ利用スヘキモノナルコトハ云フ造マナシ、假令現在ニ於テハ経済的ニ之レヲ利用スルコトヲ得ストシテモ若干ノ犧牲ヲ忍フトキニハ終ニ之レヲ経済的ニ利用スルコトヲ得ル場合ニハ之レヲ利用スルノ途ヲ講スルヲ得策トスルモ假令技術的ニハ之レヲ利用スルコトヲ得ルトモ経済的ニナスコトヲ得サル場合ニハ自國ノ原料ニヨリテ工業ヲ起サントスレハ工業ノ生産費大ニ増加シ乘リ、内國市場ニ於テハ或ハソノ販路ヲ維持スルコトヲ得ルトシテモ、海外市場ニ其販路ヲ擴張スルコトヲ得サルヘシ、之レハ決シテ其國ノ工業ヲ發達スル所以ナラサルハ勿論其國ノ利益ナリトハ思ハレズ、

以上述ヘタル所以於テ、之レヲ見ルモ工業國ニ於テハ現今種々ナル理由

ニヨリテ國民經濟ノ独立ヲ唱フルモノアレ氏取ルニ足ラサルモノナリト思惟サル

經濟ノ未タ發達セサル國ニ於テハ産業ノ保護ヲ論スル者ハ強ヒテ國民經濟ノ獨立ニ論拠ヲ求ムルノ必要ナシ、經濟未タ發達セサル國ニ於テハ原則トシテ農業ハ比較的發達シ居リテ其國ノ人口ヲ養フコトヲ得ルモノナレ氏ソノ工業ハ經濟上ニモ技術上ニモ尙ホ幼稚ニシテ先進國ト競争スルコトヲ得ス、從ツテソノ國ハ外國ノ工業品ヲ輸入シテ需要ヲ満足セサルベカラサル状態ニアリ、乍然假令現在ノ状態ニ於テハ外國ト競争スルコトヲ得サルニモセヨ其ノ工業ヲ發達セシムヘキ生産条件ハ必スシモ之レヲ欠クトハ限ラス、於是幼稚産業保護論起ルナリ、

幼稚産業保護論ハ工業ノ保護ヲ手段トスレトモ必スシモ工業保護ニノミ限定セラル、モノニアラス、其國ノ生産条件備ハレルニ拘ハラズ其ノ産業未タ幼稚ニシテ外國ト競争スルヲ得サル場合ニハ外國ヨリ輸入スルモノニ對シテ關稅ヲ課シテ以テ内國ノ幼稚ナル生産ヲ保護發達セシメサルヘカラスト云フナリ、幼稚産業保護論ヲ唱ヘタル者ハ彼ノリすとナリ、其說ノ大

要ハ經濟政策ハ國民經濟ノ發達ヲ概観スレハ五階級アリ、
 温帯ニ國ヲナスモノハ國民ノ努力ト經濟政策ヨロシキヲ得ハ所謂農工業
 時代マテ進歩シテ完全ナル經濟ノ發達ヲ遂クルコトヲ得ル道理ナリ、之等
 ノ國ニ於テハ農業時代マテハ自由貿易ヲ採ルヲ適當トスルモ農工業時代ニ
 入りテハ幼稚ナル工業ヲ保護セサルヘカラス、更ニ一歩ヲ進メテ農工商業
 時代ニ入りテハ既ニ産業ヲ保護スル必要ナシ、從ツテ再々自由貿易ニ返ラ
 サルヘカラス、之ヲ实例ニ徵スルモ英國ノ經濟ハ已ニ農工商業時代ニ入り
 タルモノナレハ保護貿易ヲ捨テ、自由貿易ニ依ルヲ以テ適當トスレトモ、
 北米合衆國ノ如キハ農工業時代ニ在ルモノナレハ保護貿易ニヨラサルバカ
 シサルナリ、

関稅ヲ以テ幼稚産業ヲ保護スルコトハ物價ヲ騰貴セシムルノミナラス其
 國ノ資本労働ヲシテ現在有利ナル企業ヨリ有利ナラサルモノニ移ラシムル
 一ヲナレハ經濟社会現在ノ利益ヨリ云ハハ犧牲ト云ハサルヘカラス、唯國
 民經濟永久ノ利益ノタメニ之レヲ忍ハサルヘカラス、從ツテ保護ノ範圍ハ
 ナルヘク之レヲ限定シテ工業ニシテ將來大ニ發達スル望マルモノニ限ラサ
 ニアラスシテ手飯ナルガタメナリ、

リすとノ保護貿易論ハ独リ工業ニ重ク農業ニ甚キ欠矣アルコトハ要クノ
 學者ノ論スル所ニシテ之レヲ修正セサルヘカラサル所ノモノナレトモ其以
 外ノ英ニ於テハ大体ニ於テ之ヲ承認セサルヘカラサルモノナリ、從テ自由
 貿易論者モ理論上之ヲ承認スルモノ甚タ多シ、

又實際問題トシテ幼稚ナル産業ノ中將來發達スル望ミアルモノト否トヲ
 區別スルコト困難ナルコト既ニ保護ノ目的ヲ達シタル曉ニ直チニ保護ヲ撤
 除スルコトノ可能ナリヤ否ヤニ付キテ疑ヒヲ挾ミテ之ニ反対スルモノ少ナ
 カラス、或ル産業カ將來發達スル望ミアリヤ否ヤヲ判斷スルコトノ困難ナ
 ルコトハ明白ナルコトニシテ之レヲ參酌シテ判斷シ得ルモノナラハ自由貿
 易ノ向テハ起ラサル道理ナリ、其ノ向テカ古來經濟政策ノ中心向テトシテ
 議論セラルル所以ハ畢竟農業ノ中ニ於テ發達スル望ミアリヤ否ヤヲ明確ニ

區別スルコト能ハサルコトニ基ツクモノナリト称スルモ不可ナシ、

現今ハ古ト異ナリ經濟統計等カ大イニ弊達シ末リシカ故ニ或ル産業ニツキ弊達スル望ミアリヤ否ヤヲ判断スルニ大体ニ於テハ誤リナキコトヲ得ルカ故ニ当局者ニシテ細心ト注意ト公平ナル見解トヲ欠カサルトキハ保護スヘキ範圍ヲ定ムルコトニ於テ惑フコトナキ道理ナリ、故ニ保護スヘキ産業ヲ撰取スルノ困難ナルコトヲ理由トシテ絶対ニ幼稚ナル産業ヲ保護スヘカラスト断スルヲ得サルヘシ、又實際向來トシテ保護ノ目的ヲ達シタル場合ニ保護ヲ撤廢スルノ困難ナルコトハ畢竟情實ニ據ハルルノ致ス所ニシテ公平ナル見識ト撤廢ノ方法ヲ誤ラサルトキハ國民經濟ノ弊達ヲ害スル虞レナシ、
故ニソノ國ノ經濟未タ弊達セサル場合ニ於テ將來弊達スヘキ産業ヲ撰取テ適當ナル程度ニ於テ之レヲ保護スルコトハ決して不合理ノコトナリトハ云フヘカラス、
幼稚ナル産業ヲ保護スルニ當リテ其國ハ生産品ト外國ヨリ輸入スルモノトノ内國市場ニ於ケル価格ヲ比較シテ其ノ差額ヲ保護干税トシテ課スヘキ

コトヲ主張スルモノアリ、

其ノ論ハ普通幼稚産業保護論ノ進歩シタルモノナリト稱セラル、モノニシテ幼稚産業保護論ニ所謂有望ナル産業ハ之ヲ判別スルコト困難ナルガ故ニ其ノ生産品ノ價格カ外國品ニ比較シテ不廉ナル物ハ悉ク幼稚ナル産業ナリトシ其ノ差額ヲ保護関稅トシテ課シタルトキハ内國市場ニ於テハ外國品ヲ全一ノ價格トナスコトヲ得ルノミナラス之ニヨリテ内國生産者ヲシテ外國ノ競争ノ少メニ其ノ財ヲ失フコトナカラシムル效果アラン、而シテ我國內ノ生産者ニシテ生産技術ヲ改良スルトキハ外國品ヲ内國市場ヨリ驅逐スルコトヲ得ヘシトイフ也、之ヲ世ニ國民労働保護論ト云フ、
コノ論ハ初メニ佛國ノ經濟學者ニヨリテ稱セラレタル所ナレトモ、ビスマークカリストノ説ニ從テ保護政策ヲ行フニ當リテ保護ノ範圍ト程度トヲ内外品ノ價格ノ差ニヨリテ定メタルカ故ニ有名トナレリ、コノ論ハ一見幼稚産業保護論ノ一變形ノ如キモノナレトモ其ノ實大ニ異ナレルモノニシテ若シ幼稚産業保護論ニシテ採ルヘキモノトセハコノ論ハ排斥セサルヘカラ

何トナレハ此ノ論ハ保護標準ヲ外國品トノ價格ノ差ニ求ムルモノナレバ
 價格ヲ測定スル上ニ困難ナキニハアラサレトモ價格ニシテ之ヲ測定スルコ
 トヲ得ハ保護ノ範圍ヲ定ムルコト容易ナリ、
 サレトモ我國ノ生産品ノ價格カ外國品ニ比シテ不廉ナル原因ニ逆リテ之ヲ
 研究シテ保護スヘキカ否ヤヲ定ムルモノニアラザルガ故ニ將來發達スル望
 ミアリヤ否ヤヲ見スシテ之ヲ保護スルコトトナリテ保護ノ範圍ハ云カラサ
 ルヲ得ス、其ノ保護ノ結果ハ遂ニ我國ノ産業ハ現状維持トナラン、我國ノ
 産業ノ發達ニシテ合理的ナラサル限リハ之ヲ維持シテ所テ突ハ現在生産ニ
 従事スル者ヲシテ労働ヲ失ハシメサル效果アルニ止マリ我國經濟ヲシテ大
 ニ發達シテ世界經濟市場ニ於テ活躍セシムルコトヲ得サル道理ナリ、幼稚
 ナル産業ヲ保護シテ國際分業ニ優越ナル地位ヲ台メシメントスルトハ大ニ
 異ナルト云ハザルヘカラス、シカノミナラス我國産業中ニテ最モ劣レルモ
 ノニハ保護厚ク其ノ優良ナルモノニ從テ保護薄クモノナルカ故ニ我國産業
 ノ中最モ發達セルモノハコノ政策ノ結果反クテ不利ナル地位ニ立タサルヘ
 カラサル結果トナル、保護ノ方針カ内國市場ヲ守ルニ專ラニシテ國際市場

ニ於テ優越ナル地位ヲ占ムルコトヲ期スルモノニアラサルカ故ナリ、
 幼稚産業ノ保護ハ外國ノ競争ノタメニ發達シ得サルモノヲ保護セントス
 ルモノナレトモ此ノ生産ノ見地ヲ離レテ社會政策ノ見地ヨリシテ保護貿易
 ヲ主張スル者少ナカラズ之ヲ總括シテ世上之レヲ社會保護説トイフ、
 自由貿易制度ヲ採用スルトキハ外國ノ競争ノタメニ其ノ國ノ生産ハ困難
 ヲ招キ其ノ結果ハ労働者ノ賃金ヲ低クシテ労働條件ヲ悪ルクスルカ故ニ保
 護政策ニヨリテ之ヲ防カンコトヲ期スルナリ、社會保護説ノ論拠ニ説ク人
 ニヨリテ一様ナラサルモ其中最モ有力ニシテ多数ノモノノ賛成スルモノハ
 英國ノ重要産業カ外國ノ競争ノ爲メニ七ヒナル可ラサル場合ニ於テ外國品
 ニ関稅ヲ課シテ以テ外國ノ競争ヲ抑ヘテ其ノ慘害ヲ緩和セサルヘカラスト
 説クナリ、其ノ産業之ワルトキハ資本家モ大ニ困難スルハ明カナレトモ殊
 ニ最モ困難スルハ労働者ナルカ故ニ外國ノ産業ヲ抑ヘテ其ノ産業ヲニワカ
 ニ七ホサシメサルヲ四ルコトカ労働者ヲシテ失業セシメサル效果ヲ生スル
 モノナルカ故ニ社會政策ノ見地ヨリ保護貿易ヲ主張スルモノノ論拠トスル
 所ナリ、此ノ論拠ヨリ保護貿易ヲ發達スルコトヲ得ル場合ハ外國ノ競争ノ

夕ノニ七ヒサレヘカラサル産業ハ其ノ國ニトリテ主要ナルモノニシテ之レニ關係スル資本労働甚多クモナラサル可カラス、其産業サマテ重要ナラス、之レニ千係スル労働者甚多カラサル時ハ之ヲ他ニ移スコトモ比較的容易ナルカ故ニ其産業ヲ特ニ保護スヘキ理由ナシ、次ニ其ノ保護ハ産業ノ減亡ニヨリテ生スヘキ惨害ヲ緩和スルモノナルカ故ニ一時的ニシテ永久的ノモノニアラス、世界經濟ノ大勢上七ヒサル可カラサル産業ヲハ關稅ニヨリテ維持セントスルカ如キハ到底望ミ得ヘキコトニアラス、工業國ニ於テ農業保護ノ主張スルモノ、中ニハ特ニ生産上ノ理由ヲサケテ此處ニイフ社會政策上ノ理由ニヨリテ之ヲ説クモノアリ、農業ハ特定人爲的ニ之ヲ維持スルコトハ困難ナレトモ之ヲ自由ニ放任スルハ急激ニ七ヒサル可カラサルカ故ニ從來農業ニヨリテ生活スルモノハ急テ失敗シテ困難ヲ感セサルヲ得サルカ故ニ一時農業ヲ保護スルコトハ社會政策上肝要ナリトイフ也、重要産業ノ減亡セントスル場合ニ於テ之ヲ保護シ其惨害ヲ少ナクセントスルコトハ社會政策上ヨリシテ保護貿易ヲ主張スルモノノ論拠トシテハ最も有力ナルモノナルカ故ニ生産上ヨリ幼稚ナル産業ヲ保護スル場合ト並ンテ

保護貿易ヲ主張スル者ノ論拠トスル所ナリ

我國ハ商業政策ノ基礎トシテ自由貿易主義保護貿易主義何レヲカ採用スヘキカニツキテ之ヲ決スルニ當リテ考慮セサル可カラサルコトハ

(一) 一ハ我國ノ産業カ尙未發達ノ道程ニアルコトナリ。我國ノ農業ハ既ニ充分發達シテ收益ノ程度ハ極メテ高ケレタリ工業ハ尙未ダ幼稚ノ境ヲ脱スルコトヲ得ス、我國ニ於テ古來ヨリ發達セザル工業ハ之レマレトモ其規模ハ小ニシテ世界市場ニ於テ競争ヲナスコトヲ得ルモノハ甚タ少ナシ、其他ハ明治以來ニ入りテヨリ泰西諸國ノ技術ヲ輸入シタルモノニシテ其ノ日尙未ダ淺シトイハサルヲ得ス、然シテ其ノ中若干ノモノニ在リテハ独リ我國ノ需要ヲ充スニ止マラス、海外ニ輸出シテ他國ノ製品ヲ駆逐スルコトヲ得ルニ至リタルモノモ少ナカラサルナリ、然シテナカラ多クノモノニ至リテハ其ノ技術ハ年ヲ逐フテ發達シツ、アレトモ尙未ダ之ヲ歐米諸國ト比較スレハハルカニ劣レリトイハサルヲ得ス、換言スレハ工業ノ大部分ハ十分發達ノ道程ニアリトイフコトヲ得ルナリ、其ノ最モ著シキ例ハ之ヲ綿糸ニ於テ見ル、綿糸ノ中太糸ハ我國ハステニ國內ノ需要ヲ

満足スルニ止ラス盛ニ輸出スルヲ得ルニ至レトモ細泉ニ至リテハ之ヲ輸入セサルヲ得サルナリ、即チ綿糸ハ我國ノ輸出品ノ重要ナルモノナルト全時ニ我國輸入ノ必要ナルモノナリ。之ハ一例ニスキサレ氏此ノ類ハ極メテ多シ。故ニ我國ニシテ自由貿易主義ヲ採ランカ我國ノ製品ハ世界市場ニ於テモ外國品ノ輸入ノタメニ庄倒サレテ暴達スルコト能ハサルニ至ルモノ決シテ少ナシト云フコトヲ得ス從テ我國ノ産業ヲ暴達セシメントスルニハ之等ノ幼稚ナル産業ノ中大ニ暴達スル望ミアルモノヲ擇ビテ之ヲ保護スル必要アルコトハ明白ナル事實ナリ。

(二)ニハ我國ニ於テハ財政関稅ヲ課スヘキ適當ナル目的物ナキコトナリ。関稅ハ稅源トシテモツトモ適當ナリ、如何ナル國ト至モ之ヲ捨ツルモノナシ。唯産業ヲ保護スル目的ヲ以テコレヲ課スルヤニツキテ説ヲ分クルノミ、財政上関稅收入ニ相當重キヲ置ク以上ハ自由貿易主義ヲ採ラントスルニハ適當ナル財政関稅ヲ課スヘキ目的物ナカルヘカラス現ニ英國カ十九世紀ノ中バニ於テ保護貿易ヲ捨テ自由貿易トナリタル所以ノモノハ英國ノ消費ハステニカタヨリテ財政関稅ヲ課スヘキモノ多カリシカ故ナリ、一八四一年

ノ関稅收入ヲ見ルニ四二九〇万 Pound ノ中ニ一〇八〇万 Pound 種目ノ財政関稅目ヨリ約一〇〇万 P.ト云フモノハ六種ノ保護関稅目ヨリ收メラレタリ、故ニ英國トシテハ此等ノ十數種ノ関稅ヲ存置セシムレバ關稅收入ガ減少スル程度極メテ大ナルコト明カナリシヲ以テピールガーハ四九年ニ原料ノ輸入稅ハ全廢シ半製品ニハ一割ヲ限度トシ完製品ニハ二割ヲ限度トシテ課シテ自由貿易ニ近ツキタリ、然ルニ我國ノ如キハ國民ノ消費ノ状態一方ニ偏セス。從テ独リ財政関稅ヲ存シテ保護関稅ヲ廢スカ如キハ財政上止ムコトヲ得ス。此兵ヨリミテモ絶對ニ自由貿易主義ヲ採用スルコト能ハサルナリ。

(三)ニハ我國ハ強度ノ保護関稅制度ヲ採ルコトヲ得ス、我國ノ市場ハ狹隘ニシテ我國ノ市場ヲ守ルノミニテハ到底ヤ、大ナル規模ノ企業ヲシテ相當ノ利潤ヲ擧クルコト難シ、從テ我國ノ經濟ヲ振興セントスルニハ我工業品ヲシテ海外ニ輸出スルノ道ヲ講セサルヲ得ス、輸出貿易ヲ盛ナラシメントスルニハミダリニ関稅ヲ高クシテ以テ物價ヲ騰貴セシムルコトヲ許サス、殊ニ我國工業品ノ最モ大ナル販路ナル東洋ノ市場ニ於テ

ハ欧米諸国ノ製品ト競争スルカ故ニ若シ價格ニ於テ甚ク高キ時ハ到底之ト
競争スルヲ能ハス。且ツ我国ノ工業ノ原料ハ独リ内国並ヒニ殖民地ヨリ之
ヲ得ルヲ能ハス其大部分ハ之レヲ外國ニ仰カサルヘカラス。我国工業ノ原
料ノ中ニモ我國ニ於テ全然生産セサルモノハ之ヲ魚稅トナスヘキハ勿論
ナレトモ原料又ハ半製品ノ中ニテ我國ニ於テ生産アルモノハ多クハ農家ノ
副業トシテ行ハル、モノナルカ故ニ之レニ多クノ保護稅ヲ課スル必要アリ。
然シ乍ラ性質上其ノ保護稅ハ事情ノ許ス限リ低キ度ニ止ムルヲ要ス、要之
スルニ我國ノ經濟ノ現状ト感度ノ保護貿易主義ニヨルヨリ他ニ道ナシ。
我國ノ商業政策ハ嘉永年間再ビ國ヲ開キテヨリ今日ニ至ルマテ都合三時
期ニ區別スルヲ得ヘシ。旧條約時代、改正條約時代、現行條約時代之十
リ。
旧條約時代ハ諸外國ト締結シタル條約ノ結果我國ハ財政及經濟ノ要求ニ
応シテ輸入稅率ヲ上下スルヲ得ス、原則トシテ輸出入トモニ五割ノ從價
稅又ハ之ヲ標準トスル從量稅ヲ課セサルヲ得ナリキ、換言スレハ我國ノ關
稅權ヲ全ク束縛セラレタリ。旧條約時代ノ關稅制度ノ基礎ヲナシタルモノ

ハ安政五年英、米、仏、露、葡ノ五ヶ國ノ結ビタル五ヶ國條約ト慶應二年
ニ英米葡仏ノ四ヶ國トナシタル改稅約及英ノ後歐洲諸國ニ許シタル最
惠國條約トナリ、安政五ヶ國條約ニ於テ我國ハ独リ治外法權ノ束縛ヲ受ク
ルノミナラス偏務的ニ關稅權ヲ束縛セラレタリシカ其條約ニ認メラレタル
關稅率ハ比較的右大ニシテ原則トシテ輸入稅ハ二割、輸出稅ハ五分ナリキ
既ニ輸入稅ニ割トセハ財政並ニ經濟上ノ要求ニハアル程度ニテハカナフヲ
ヲ得タル訳ナリ、然ルニ幕府ハ其條約ニ約シタル開港開市ヲナスヲ得サ
リキ。文久元年幕府ハ情ヲ訴ヘテ五ヶ年之ヲ猶豫スルコトヲ請ヒ諸國ハ其
對價トシテ關稅率ノ改定ヲ要求シ、改稅約各ニ關印セサル可カラサリキ。
コノ條約ニテハ輸入稅又輸出稅ト全シ五分ヲ限度トセルカ故ニ我國ハ關
稅ニヨリテ産業ヲ保護スルヲ得サリシノミナラス財政上多クノ收入ヲ得
ルヲ能ハナリキ、改稅約各ハ四ヶ國ニナシタルモノナレトモ他ノ歐洲諸國
ニ對シ最惠國條約ヲ許シタルカ故ニ此等ノ諸國ニ對シテモ全一ノ束縛ヲ受
ケルニ至リシナリ。

明治時代

明治時代ハ其條約ノ我國權伸張ニ害アルヲ認メ之ヲ改正セントシ明治四年カ恰モ安政五ヶ國條約ノ終期ニ當リシカバ岩倉大使ヲシテ改米諸國ニ向ヒテ之レカ改正ヲ計ラシメタレ氏遂ニ功ヲ奏セオリキ為メニノ條約ヲ無期延期セサルヲ得サリキ。明治十一年以降多クノ外務大臣カ其ノ局ニアタリシカト功ナカリキ。

明治二十五年ニ陸奥伯外務大臣トナルニ至リ始メテ條約ヲ改正スルヲ得。治外法權ヲ撤去シ關稅權ノ一部ヲ回復シ得タリ。

旧條約時代ニ於テハ我國産業ヲ發達スル必要大ナリシニ係ハラヌ保護政策ヲ行フヲ得サリシカハ不止得助長政策ニヨラサルヲ得サリキ。我國ノ産業カ長足ノ發達ヲナシタルハ實ニコノ助長政策ノ賜ナリキ。

改正條約時代

明治三十二年ヨリ實施セラレタル改正條約ニ於テ始メテ原則トシテ輸入貨物ニ對シテ國定稅率ニヨリテ課稅スルヲ得例外トシテ條約ニヨリテ協定シタル貨物ニ對シテ協定稅率ニヨリテ課稅スルヲ得タリ。國定稅率ハ我國カ法律ヲ以テ定メタルモノナルカ故ニ我國ノ經濟財政

ノ必要ニ適應セシムルヲ得ルモノナルハ勿論必要ニヨリテハ變更スルヲ得ルモノナリ、之ニ反シテ協定稅率ハ條約ノ結果之ヲ設ケタルモノナルカ故ニ原則トシテ協定稅率ヨリハ低ク其條約ノ存続スル限りハ之ヲ變更スルヲ得サルモノナリキ。

國定稅率ノ側ニ協定稅率アルヲハ諸國ニ行ハル、所ナルノミナラス其協定稅率ノ輸入稅目五百三十八種ノ中英國ニ對シテ六四種、獨逸ニ對シテ五九種、仏國ニ對シテ三九種、而カモ其中重複スルモノアルカ故ニ總計一〇四種ナルニ過キサリシカ故ニ之ノ實ニ於テ我國カ稅權ノ一部ヲ回復シ得タリト云フモノニ非ス。稅權ノ一部ヲ回復シ得タリト云フ所以ノモノハ我國ハ此等ノ國ニ對シテ協定稅ヲ許シタルニ不拘我國ハ之等ノ國ヨリ協定稅ノ恩典ヲ得ルヲ得サリキ、換言スレハ我國ハ偏勝的ニ協定稅ヲ許シタルナリ、斯ノ如キハ對等國ノ間ニハ見ル可ガラサル現象ナリ、殊ニ仏國ノ如キハ我國ヨリ輸入スル絹織物ニ對シ最惠國ノ待遇ヲ許スコトヲモ肯セサリキ、協定稅率ハ之等ノ三國ニ對シテ之ヲ許シタルニ止マルナルカ我國ハ改米二三ヶ國ト最惠國條款ヲ交換シタルカ故ニ我國ハ改

米諸国ヨリ輸入スル貨物ニ対シテハ協定税目ノ範圍ニ於テハ悉ク協定税率ニヨリテ課税セラル得サリキ。其結果此等ノ国ヨリ輸入スル重要貨物ニ対シテハ協定税率ヲ適用セサルヲ得サリキ。蓋シ之等ノ三国カ我國ヲシテ協定税率ヲ設ケシムルニ當リテ自國ノ重要輸出品ヲ以テ其ノ標準トシタルカ故ニ我國ヨリイヘハ重要輸出品ヲラサルヲ得サリキ。

我國ハ斯クノ如キ犧牲ヲシタルニ拘ハラズ我國ノ利益シタル所ハ極メテ少シ。何トナレハ我國ハ最惠國ノ待遇ノ恩典ヲ得タレトモ恩惠國條款ニヨリテ經濟上大ナル利益ヲ得ル場合ハ通商國ノ市場ニ於テ我國ト競争ノ地位ニ立ツモノ多キ場合ナリ。然ルニ我國ノ生産並ヒニ輸出品ハ改米諸國ノモノト共通ナルモノ極メテ少キカ故ニ其利益ヲ受ルテ極メテ少ナカリキ。

改正條約ニ於ケル煽動的協定税率ト最惠國條款ハ相俟チテ我國ノ經濟ニ財政ニ少ナカラサル悪影響ヲ及ボシタリ。
一、ハ我國ノ幼稚ナル産業ヲ保護スル上ニ大ナル障害ヲナシタリ。
我國ノ固定税率ハ保護貿易ノ精神ニヨリテ制定セラレタルモノナレ

トモ改定税率ハ五分乃至一割ノ輕税ニ過キサリシヲ以テ到底之レヲ我國ノ産業ヲ保護スルヲ得サリキ。殊ニ我國ノ工業ニトリテ強敵ナリシモノハ改米諸國ナルカ故ニ若シ我國ノ工業ヲ保護桑達セシメント欲セハ改米諸國ヨリ輸入スル立業品ニ対シテ比較的輕税ヲ課セサル可カラサル道理ナリ。然ルニ協定税率ノ結果コレヲナスコトヲ得サリシナリ。更ニ曰露戰爭後財政ノ必要ニ基キ固定税率ヲ高メタルカ故ニ原料品原料製品等ノ價格ヲ騰貴セシメテ我國工業家ハ困難ナル位置ニ立タサル可カラサリシモノ少ナカラサリキ。故ニ政府ニ後述スルカ如クニ戻税其他ノ方法ニヨリテ工業家ノ困難ヲ緩和セサルヲ得サリキ。

一、我國ハ關稅收入ヲ増加スルノ必要ニセマラレタルカ半ハ其ノ效ヲ舉グルヲ得サリシトイフナリ。
改正條約時代ニ於ケル固定税率ハ適當ノモノナリシモノ、如シ、然ルニ曰露戰爭ノ當時財政ノ必要上非常特別税ニヨリテ之ヲ急激ニ増加シタリ。然シテ我々重要輸入品ノ半ハ協定税率ノ束縛アルカ

故ニ事實上増税ノ目的ヲ達スルヲ得サリキ。明治三十五年ニハ協定税目ニ属スルモノ、関稅收入ハ五五〇万圓全シク国定税目ニ属スルモノ、收入ハ九二〇万圓ナリシカ、明治四十年ニハ協定税目ニ属スルモノ、関稅收入ハ八〇〇万圓余ニスキサルニ国定税目ニ属スルモノ、收入ハ三八〇〇万圓余ニ達シタルナリ。

此ノ数字ヨリ見テモ国定税目ニ於テハ充分増税ノ目的ヲ達シタリトナス可キモ協定税目ニ於テハ其目的ヲ達シ得サリキトイフヲ説明スルコトヲ得ヘシ。

三、ニハ国定税率ヲ増加シタル結果我國関稅制度ニ数多ノ矛盾ヲ生スルニ至レリ。

我國ハ政米諸国ヨリ輸入スル工業品ノ重ナルモノニ對シテ協定税率ノ束縛ヲ受クルニ関ハラス財政ノ必要ニ迫ラレテ国定税率ヲ高メタルカ故ニ及テ関稅制度ヲ破壊シタリ、日露戰爭前ニ於テハ米ヲ始メ多クノ農産物ハ関稅ナカリシカ非常特別税ノ結果トシテ〇・一五ノ輸入税ヲ課セラル、ニ至レリ、農産物カ一割五分ノ輸入税ヲ課セラル、ニ不拘協

定ノ結果トシテ多クノ工業品カ〇・一以下ノ輕税ヲ負担シテ居ルトイフ「ハ関稅制度トシテ決シテ適當ナルモノニアラス且ツ原料及半製品カ国定税率ニヨリテ課税セラル、カ故ニ却テ工業品ヨリモ重キ負担ヲナスモノ少ナカラサリキ、工業者ニシテ外國ヨリ原料ヲ仰カサルヲ得サルモノ、如キハ一面工業品ノ輸入税ニ輕キニカ、ハラス、一面原料又ハ半製品ノ輸入税比較的ニ高キカタメニ經營上困難ヲ見タルモノ少ナカラサリキ、加之政米諸国ヨリ輸入スル工業品カ負担輕キニ及シテ東洋諸国ヨリ輸入スル原料及食料品ハ天ツテ負担重シト云フ現象ヲ見ルニ至レリ、我國ノ産業ヨリイヘハ恐ルヘキハ東洋諸国ニアラスシテ政米諸国ナリ、然ルニ税制ノ必要ヨリシテ東洋諸国ニハ関稅ノ權限ヲ高クシテ政米諸国ヨリモ卑口之ヲ遠サケサル可カラサルニ至レリ。當時ノ関稅制度ハ以上述フルカ如キ欠点ニ期スルニ至リシカハ條約改正ヲ期トシテ之等ノ欠点ヲ矯正セサル可カラスト論スルモノ多カリキ。

改正條約ハ明治四十四年ヲ以テ終期トナスモノナルカ故ニ我國ニハ

其時ヲ期トシテ偏務的協定税ヲ廢シ双務的協定税トナシテ以テ始メテ
稅權ヲ回復スルヲ得タリ。

之ヨリ先我國ニ於テハ商業政策ノ基本トシテ自由貿易主義ニヨラサ
ル可カラサルヲ主張スルモノアリタルト全時ニ極端ニ強度ノ保護貿
易ヲ主張スルモノアリキ。然ルニ上述スルカ如クニ我國ノ經濟ノ實情
ハ低度ノ保護貿易ヲ必要トスルモノナルカ故ニ政府ハ之等ニヨリテ我
國ノ産業ノ實際ニツキテ調査ヲ行ヒテ明治四十三年ニ關稅改正ヲ行ヘ
リ、現行輸入税之ナリ、其産業ノ變遷等ニ基キテ多少ノ改正ヲ見タル
カ大体ニ於テハ動キ居ルモノニアラス、之ニヨリハ普通ノ工業品ヲ
二割五分、農産物ヲ一割五分トシテ最低五分、最高六割ノ間ニ於テ産
業ノ實況ニ基キテ

- (一)、ニハ我國ノ需要ハ我國ノ生産ヲ以テ満足セラル、ヤ否ヤ、且ツ外
國ヨリ輸入アリトスルモノ我國産業ハ甚シキ打撃ヲ受クル危險ナキカ
否ヤ、
- (二)、ニハ我國ノ需要ハ容易ニ我國ノ生産ノミヲ以テハ満足セサルモノ

ナリヤ否ヤ

- (三)、ニハ内國市場ニ於テ内外品ト競争ノ程度大ナリヤ否ヤ
- (四)、ニハ生産ニ伴フ技術上ノ難易如何
- (五)、ニハ其貨物ハ社会上下ノ需要スルモノニシテ其ノ價格ノ騰貴ハ社
会多數ノモノヲ苦ムルヲナキカ否ヤ等ノ諸項ヲ研究シテ適宜定率ヲ
定メタルモノナリ。

而シテ之等ノ保護稅ニ配スルニ財政關稅ヲ以テシ、以テ關稅收入ノ減少
ヲ防カントセリ

商業政策ノ基礎トシテ低度ノ保護貿易主義ヲトリタル以テコレヲ行フニ
ツキテ採ル可キ關稅則ヲ決セサル可カラズ。一定貨物ニ課スル關稅又ハ分
合ヲ關稅率ト云フ、干稅定率ヲ絶對的ニ編成シテ其國ノ財政並ニ經濟上ノ
要求ニ応セシメントスルモノヲ關稅則ト云フ。而シテ諸國ニ行ハレ居ル關
稅則ハ分チテ三トナスヲ得。

單一國定稅率制度 (Single Tariff system)
複稅率制度 (Maximal and Minimal Tariff)

固定協定税率制度 (General and Conventional Tariff System)

條約改正當時スコブル議論アリタル如ナルカ我ニ依然トシテ固定協定税率制度ヲ採リテ原則トシテ固定税率ニヨリテ課税シ例外シテ協定税ヲ交換シタル通商国及ヒ最惠国約款ニヨリテ之ト同一ノ待遇ヲナス可キヨリ輸入スル貨物ニハ協定税率ヲ適用スルトナリタリ。此處ニ我カ國狀トシテ固定協定税率制度カ他ノニツノ制度ト比較シテ勝サレル所以ヲ説明セン

(一) 單一固定税率制度トハ法律ニヨリテ各税目ニツキテ單一ノ固定税率ヲ設ケ輸出ノ如何ヲ問ハス一律ニ適用スル制度ナリ故ニ固定協定税率制度トノ關係ハ經濟關係ニ厚キ國ニ對シテ協定税率ヲ許スルノ得失ニヨリテ決スルモノナリ。單一固定税率制度ニテハ關稅率ハ法律ニヨリテ之ヲ定メ條約等ニヨリテ何等ノ制限ヲモ度ケサルモノナルカ故ニ我カ國ノ財政上ノ要求並ヒニ內國產業ノ保護トナフニ

ハ最も適スルモノナリト云フ可シ從テ條約改正ノ際ニハ我カ國ノ工業者ノ内ニハ此制度ヲ採用セサルヘカラスト主張シタルモノ少ナカラス。然シテ此ノ制度ハ經濟關係ノ厚キ國ヨリ輸入スルモノニモ何等ノ讓與 便宜ヲ與ヘサルナルカ故ニ通商國モ亦我カ國ノ輸出品ニ對シテ其固定税率ヲ適用シテ特ニ便宜ヲ與ヘタルトナシ。從テ我カ國ノ輸出貿易ノ發達ヨリ去ヘハ不利益ナリトイハサルヲ得ス。故ニ此ノ制度ヲトルヤ否ヤト云フハ我カ國ノ輸出貿易ノタメニハ通商國ニ對シテ協定税率ヲ許ス必要アリヤ否ヤニヨリテ定マルナリ。多クノ國ニ於テハ一面相當ニ內國市場ヲ守ルト同時ニ一面輸出貿易ノ利益ヲ顧慮セサル可カラサルカ故ニ單一固定税率制度ヲ採ルモノナキナリ。重要ナル國ニシテ此ノ制度ヲ採レルモノハ英國アルノミ。英國ハ自由貿易國ナレハナリ。北米合衆國ハ建國以來強ク保護貿易主義ヲ採レルカ故ニ久シク此ノ制度ヲ採用セリ。此ノ事ハ合國ノ如キ內國市場カ広クシテ輸出貿易ヲ行フ必要少ナキ國ニ於テ始メテ行ヒ得ヘキナリ。從テ全國ニ於テモ輸出貿易ヲ振興スル方針ヲトルニ

協定税と税率

至リテハ此ノ制度ヲ維持スルノ不得策ナルヲ感シテ一九〇九年ノ
 関税法改正ニ於テ吾國ノ貨物ニ對シテ最惠國待遇ヲナサ、ル國ノ貨
 物ニ對シテハ國定税率ノ他ニ割五分ノ附加税ヲ課スルヲトナリタ
 り。故ニ全國ノ制度ハ通商國ニ對シテハ協定税率ヲ有スルモノニアラ
 サレトモ純然タル單一國定税率制度ニハアラサルナリ。
 我國ハ上ニ述フルカ如ク輸出貿易ニ重キヲオカサル可カラサルモ
 ノナルカ故ニ此莫ヨリスレハ單一國定税率制度ノ如キハ我國生産者
 等ノ要求アルニモセヨ問題トスルニ足ラサルカ如シトイヘルモ我國
 ニ於テハ協定税率ノ必要カ諸外國ノ如ク大ナラサルカ故ニ改正條約時
 代ノ協定税率ニカキ經路ト相結ンテ相当有力ナル説ヲナスモノナリ。
 即チ

(1) ニハ我國ヲ協定税率ヲ交換スヘキ國ハ歐米諸國ナリ、東洋諸國
 ハ我國生産品ノ輸出先トシテハ最も重要ナルニ拘ハラズ諸外國ノ
 條約等ニヨリテ其ノ關稅權ハ束縛ヲ受ケテ輕稅ヲ課セサルヲ得サ
 ルカ若シクハ殖民地ノ性質トシテ未タ保護稅ヲ課スル程度ニ達セ

タル低率ナル財政干稅ヲ課スルニ止マルモノナルカ故ニ我國ハコ
 レト協定稅ヲ交換スル必要ナシ。

(2) 我國生産品ノ輸入國ノ第一位ニアル北米合衆國ハ上述スルカ如
 クニ非協定國主義ヲ採ルモノナルカ故ニ我國ハコレト協定稅ヲ交
 換スルヲ得ス。

(3) 歐洲諸國中ニテモ英仏独伊等ノ諸國ヲ除キテハ我國トノ貿易
 額大ナラス。且ツ我國ヨリ輸出スル貨物ハ工業ノ原料等カ重キヲ
 占ムルモノナルカ故ニ特ニ協定稅ヲ交換スル必要ナシ從テ我國ニ
 於テハ協定稅ノ必要ハ比較的少ナシトイハサルヲ得ス。
 然シテ一面ニハ我國ハ從東歐米諸國ニ對シテ比較的廣キ範圍
 ニ於テ協定稅ヲ許シタリ。俄カニ非協定主義ニヨリテ之等ノ國ヨ
 リ輸入スル貨物ニ對シテ國定稅率ヲ課スルヲ標榜シテ之ニ望ム
 時ハ我國ヨリ輸出スル貨物ハ重キ稅ヲ以テオビヤカサル、危險ア
 リ、我國ノ産業ノ基礎カ甚タ強固ナレハ免ニ南幸突強固ナラザル
 カ故ニ我國産業ノ度クル打撃ハ或ハ甚シカルヤモ知レヌ。且ツ改

正条約時代ニ於テ協定税ノタメニ我國ノ財政並ヒニ經濟カ打撃ヲ蒙リタルハ諸通商國ニ對シテ片務的ニ協定税ヲユルシタルカタメナリ、我國カ對等國向ノ條約ノ原則ニ基キテ義務主義ニヨリ通商國カ我國ニ協定シタルト云様ノ程度ニ於テ我國カ協定税ヲ許ス時ハ協定税ノ範圍甚ク廣カサル理ナリ。

後ニ我國産業カ受ケル打撃ナシトシテモ其程度ハ甚クシキモノニアラサルヘシ、故ニ我國カ俄カニ單一國定税率制度ヲ採用スル「ハ我國狀ニ照ラシテ得策ニハアラサル可シ。

(二) 複税率制度ハ一ツニ最高及最低税率制度トナフ。法律ヲ以テ税目ノ全部又ハ大部分ニツキテ高低ニ様ノ税率ヲ設ケテ特ニ我國ニ對シテ別税ヲ協定セサル國並ヒニ最惠國約款ニヨリテ其利益ニ均沾セシメサル國ヨリ輸入スル貨物ニ對シテハ最高税率標準ヲ以テ課税スル「クアダカモ國定協定税率制度ニ於テハ國定税率トモ異ナラサル如クナレトモ複税率税率制度ニテハ外交官ヲシテ自由ニ國定税率ヲ減シテ協定スル「ヲ許サス最低税率ヲ限度トシテ之ヲ

ナス「ヲ許スニ止マルモノナリ。

複税率制度カ國定協定税率制度ニ比較シテ優レル莫ハ國定協定税率制ニテハ我が輸出貿易ノ利益上通商國ヲシテ讓歩セシムルカタメニ國定税率ヲ輕減シ以テ我國ノ産業ノ一部ヲ犧牲ニ供セシムルモノナルカ故ニ我國ノ生産者ノ一部ハ他ノ生産者ノタメニ損害ヲ被ラサルヲ得サルノミナラス條約ノ締結セラルマテハソノ犧牲トナル「ヲ受ヒテ心ヲ安ンジテ經營スル「ヲ維持セルトモ、複税率制ニテハ我國ノ讓歩スル程度カ限定セラレ居ルモノナレハ、ソノ憂アルコトナシ。且ツ最低税率ハ我國産業ノ發達ヲ害スル程度ノモノナラサレハ我國ノ産業發達ヨリイハツ國定協定税率制度ニ優ルモノナリトイフ「ヲ得ヘシ。且ツ國定協定税率制ニテハ國定税率ハ議會ノ協賛ヲ經テ成立スルモノナレバ協定税率ハ外交官カコレヲ定ムルモノニシテ事實上議會ハ之ニ參加シ得ス。而モ我國ノ生産者ノ利害ハ之ニヨリテ大ナル影響ヲ受ケサルヲ得ス。

然ルニ複税率制ニテハ最高税率モ最低税率モ共ニ議會ノ協賛ヲ要テ成立スルモノナレハ議會ハ條約ノ内容ニ干渉シ得ル理ナリ、故ニ立憲政治ヲ行

フ國ニ於テハ複税率制ニ依レハソノ精神ニ叶フコトナクナルヲ理由トシテ此ノ関税制ヲ採ルモノ少ナカラス。我國ニアリテモ条約改正ノ当時衆議院ノ多數ヲ占ムル政友会カ複税率ニ依サル可カラサルヲ主張シタル所以ノモノハ之レカタメナリ。殊ニ仏國ノ如キハ条約締結権ハ議會ニ屬スルモノナレハ大政官カソノ条約ノ内容ヲ定メテ議會ハ單ニ之ヲ許容スルニ止マルニ於テハ条約締結権ノ名アリテ實ナキヲ理由トシテ此制度ヲ起シタルナリ。

② 複税率制ハ内國市場ヲ守ル莫ヨリイハバ固定協定税率ヨリ優レルモ輸出貿易ヲ振興スル上ヨリ云ハハ逸カニ劣ル。

何トナレハ最高税率モ最低税率モ議會之ヲ定ムルモノナレト我國ノ經濟ノ要求ニ適スルモノハ最低税率ニシテ最高税率ハ實ハ通商國ヲシテ讓歩セシムルタメニ設ケラレタルモノナリ。故ニ我國カ通商國ニ付シテ輸入税ヲ最低税率マテ輕減スルモ通商國ハ我國ヲ德トシテ大イニ讓歩スルモノナラザレバ我國ノ輸出貿易ハ大ナル利ヲ受ケル理ナシ。蓋シ我國カ通商國ヲシテ更ニ讓歩セシムルカタノニ最低税率ヲ動かスヲアラハ、此関税則ヲ採用

シタル精神ヲ汲却スルヲトナシタラス、我國ノ生産者ハ最低税率カ更ニ輕減セラルモノナラサルヲ信シ居ルニ拘ラス故カニソノ税率カ輕減セラレタランニハ不利益ヲ被ルヲ却ツテ固定協定税率制ニ優ル理ナリ。

又之我國カ通商國ニ迫リテ大イニ讓歩セシメントスルハ通商國モ亦容易ニ屈セザルナレハ終ニハ関税戰爭ヲ起スニ至ル可キモノナリ現ニ此制度ヲ採用シタル國ニシテ通商國ト関税戰爭ヲナサハルモノナシト云フ。関税戰爭ナルハ通商國カ互ニ相對國ヨリ輸入スル貨物ニ重キ関税ヲ課シテ之ニヨリバノ生産者ニ打撃ヲ大ニシテ之ヨリシテ其國ノ政府ニ訴ヘシメ以テ讓歩セシメントスルモノヲ云フ関税ノ手段ニヨリテ相手國ヲ屈從セシメントスルモノナルカ故ニ関税戰爭トハイフナリ。

関税戰爭ハ彼我共ニ害ヲ受フルヲ小ナカラサレハ之ヲ避ケサル可カラサルハ勿論之ヲ起シ易キ関税則ヲ撰フカ如キハ決シテ得策ナラス。此ノ英ヨリスレハ仏國ヲ始メ希 *Spain, Norway* 等ノ諸國ニヨリテ採用セラレ我國ニ於テモ之ヲ採用セントシタルモハアルニ拘ハラス

我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。

我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。

我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。

我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。

我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。我國ノ関税則トシテ適當ナルモノトハイハレサルヘシト信ス。

通商國ノ利益ニ均沾スルヲ能ハサルカ故ニ其ノ謀歩ニヨリテ利益ヲ受クルモノハ
從テ我國ハ失フコト比較的少ナキニ拘ハラヌ通商國ハ我國ニ對シテ比
較的ニ多クノ讓歩ヲナスヘシ。換言スレハ此種ノ協定税率ニヨリテ利益交
換ノ精神ヲ最モヨク發揮スルコトヲ得ヘシ。

通商國ノ利益ニ均沾スルヲ能ハサルカ故ニ其ノ謀歩ニヨリテ利益ヲ受クルモノハ
從テ我國ハ失フコト比較的少ナキニ拘ハラヌ通商國ハ我國ニ對シテ比
較的ニ多クノ讓歩ヲナスヘシ。換言スレハ此種ノ協定税率ニヨリテ利益交
換ノ精神ヲ最モヨク發揮スルコトヲ得ヘシ。

ナリ。

我國ハ英國ニ協定税ヲ交換スルニ當リテ我國ヨリ英國ニ輸入スル貨物ニシテ課税セラル、モノ殆ンドナキカ故ニ嚴正ナル意味ニ於テ双務主義ヲ貴カントセハ遂ニ協定税ヲ見ルコトアタハサル理ナリ、サレド英國ハ同盟國ナリシノミナラス改正條約時代ニ於テハ最も多ク協定税ヲ許シタル國ナルカ故ニ、ニハカニ協定税ヲ許サハルコトハ當時ノ事情々之ヲ許サ、リシナリ、止マ衛ス英國ヨシテ純絹羽ニ東以下十種ノ貨物ニツキテ関税ヲ課セサルコトヲ高サシメテ之ニ對シテ我國ハペイント、亞麻織糸、綿織物、毛織物及鉄ニツキテ協定税ヲ許シタルナリ、関税ヲ課セサルコトヲ高サシメタルヲ以テ満足セサル可カラサリシコトハ止ムヲ得ザルコトナラント思フカ綿織物及鉄ニツキテ協定税ヲ許シタルコトハ上ニ述ヘタル協定税交換ノ原則ニソムクモノトイハカルヲ得サルナリ、又曰公通商條約ニ於テハ我國ハ一意絹織物ニ最低税率ヲ許サシメントセシカハ遂ニ羽ニ重、ムシクハンケチ、塗器ニ對シテ最低税率適用ノ特典ヲ得タレトモ我國ハ葡萄酒ヲ始メ都合十五種ノ貨物ニツキテ協定税ヲ許サ、ルヲ得サリキ、又曰伊通商條約

ニ於テハ彼我トモニ九種ノ貨物ニツキテ協定税ヲ交換シタリ、單純ナル形ニ於テ双務主義ニ基ク協定ヲナシタルモノトイフ可シ

第四章 関税並ヒニ関税附隨ノ諸制度

関税ハ商業政策ノ手段トシテ最も重要ナリ、関税ハ近世ノ意義ニ於テハ國境ヲ經由スル貨物ニ課スル租税ナリ、貨物カ國境ヲ經由スルニ輸入輸出並ヒニ通過ノ三形式アルカ故ニ関税モ亦輸入税、輸出税、通過税ノ三種ニ分ツコトヲ得、此ニイフ通過税ナルコトハ國中ヲ通過シテ第三回ニ輸出セラル、貨物ニ對シテ課スル課税ヲイフガ支那ノ通商ニイフ通過税トハ全一ナラス。

支那通商ニイフ通過税ハ一ツニ子口半税トイヒテ支那ニ於テハ内地ニ數多ノ税関アリテ之ヲ經由スル貨物ニ對シテ内地関税即チ利金税ヲ課スカ故ニ英國ハ天津條約ニ於テ當時ノ輸出税ノ二分ノ一即チ〇・〇二五ヲ納ムル限リハ一切ノ内地関税ヲ免除セラル、コトヲ協定シタリ、内地関税ノ代リニ納

ハル税ヲ通過税トイフナリ、古ハ關稅ハ商業政策上ノ手段トシテ用ヒラレ
 タルモノニアラスシテ財政上ノ手段トシテ用ヒラレタルモノナレハ國境ニ
 於テ課シタルモノニアラスシテ港灣城門等貨物ノ集散ニ便ナル地ヲ撰ヒテ
 之ヲ課シタルモノナレトモ其後ニ至リテ産業保護ノ目的ヲ以テ課セラル、
 ニ至リテ改回ニ於テ之ヲ課セズシテ獨リ國境ニ於テ之ヲ課スルニ至リ
 シモノナリ、既ニ内國産業ノ保護ヲ其主要ナル目的トアリタル以上ハ輸出
 稅通過稅ノ如キハ次第ニスタレ独リ輸入稅ノミカ重要ナル位置ヲ占ムルニ
 至レリ。

輸入稅ヲ課スルニ當リテ其ノ價格ヲ標準トシテ法律ニ定ムル分率ニヨリ
 テ之ヲ課スルモノアリ、又輸入貨物ノ重量、尺度、升量、個數等ヲ標準ト
 シテ法律ニ定ムル稅額ヲ課スルコトアリ、前者ヲ從價稅トイヒ、後者ヲ從
 量稅トイフ。

從價稅ハ輸入貨物ノ價格ヲ標準トシテ課稅スルモノナルカ故ニ稅率ノ算
 定簡單ナルノミナラス全シ範圍ニ屬スルモノニテモ價格高キモノハ多クノ
 負擔ヲナシ、ソノ低キモノハ負擔輕キモノナレハ負擔ノ公平ヲ得ルコトハ
 ナルシ品質ヨクシテ價格高キモノハ稅額多キ故ニ内外品ノ價格ノ差ヲ大
 ナラシメテ從價稅ノ輸入ヲ困難ナラシムルカ故ニ内國産業ヲ保護スル精神
 ニ合スルコトナル。

反之シテ從量稅ハ稅額ヲ定ムルコト複雜ナルノミナラス同一ノ稅目ノ貨
 物ハ機械的ノ標準ニ依リテ之ノ輸入稅ヲ課スルモノナレハ負擔ハ品質ヨ
 リシテ價格高キモノニハ輕ク、品質劣リシモノニハ重シトイフ不
 公平アリ、又品質劣レルモノハ輸入ノ精神ニ悖ルモノトイハ
 ガル可カラス、故ニ理論上ハ從價稅ハ從量稅ニ比シテ通カニ優レリトイハ
 サルヲ得ス、諸國ニ於テ從價稅ノ制カ先ツ起リ來レルハ之カクメナリ、然
 ルニ實際ニ於テハ從量稅ハ從價稅ニ比シテ遙カニ優レルモノナルカ故ニ諸
 國ハ近年ニ至リテハ從價稅ヲ廢シテ從量稅ヲ以テ之ニ代ランムルニ至レリ、
 理論上優レル從價稅カ實際ニ於テ劣レル所以ハ、畢竟從價稅ノ標準ナル價格
 ヲ正確ニ知り難キ故ナリ、稅關吏ハ到底知り得サルカ故ニ從價稅ノ輸入者ヲ申
 告セシメサル可カラス、然ルニ輸入者ハ負擔輕キコトヲ欲シテ虛偽ノ申告
 ヲナスコト少ナカラザルナリ、殊ニ輸入稅高キ時ハ其ノ弊ヲ見ル。

テ

故ニ諸國ハ其申告ノ正シキコトヲ証明セシムルナリ、其証明ノ方法トシ

(一) ハ昔ラ英國ニ行ハレシカ如ク單ニ申告ノ正当ナルコトヲ宣誓セシムルモノアリ

(二) ニハ我國等ニ行ハル、カ如クニ申告書ニ仕入書ヲ添附セシメ若シ之ヲ添附セテハ關稅ノ附加ニツキテ異義ヲ申立若シクハ訴願スルコトヲ得ワラシムルモノアリ

(三) ニハ或ハ U.S.A. ノ如クニ輸入品ハ悉ク仕入地ニ駐在スル米國領事ノ証明書ヲ添付セシムルモノアリ

故ニ政府ハ其取辦ノ方法トシテ次ノ如キ制度ヲ設ク

(一) ハ先買取ノ制

稅關吏カ其輸入貨物ニツキテ適當ナル價格ヲ示シ輸入者之ニ從ハサル時ハ稅關長ハ他ノモノニ先立チテ之ヲ買取ル權利ヲ法律ニ認ムル制度ナリ、之ヲ買取ルニ當ツテハ其價格ハ申告價格ニ一割ヲ加フル

ヲ原則トス、特ニ一割ヲ加フル所以ハ輸入者ハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸入シタルモノノルカ故ニ一割ノ利得ヲ得シムル時ニハ別ニ購買者ヲ探ブ必要ナク、レハナリ、故ニ *Holland* ニ於テハ其精神ヲ徹底セシムルカタメニ稅關長ヨシテ其權利ヲ行使スルヤ否ヤノ意思ヲ示スコトヲ遲延シテ輸入者ヲ模索ラサシムルガタメニ申告ノ時ヨリ二十四時間内ニ其意志ヲ示サハル時ハ其附加率ヲ増加スル輸入者カ盡爲ノ申告ヲスル時ハ其適用ヲ受ケラカヘツテ誤差ヲ招クコトアルカ故、取辦法トシテハ頗ル妙ナリ、我國モ此制ヲ採ル、但稅關長ハ申告價格ニ百分ノ五ヲ加ヘシル價格ニテ買取ルナリ、此ノ取辦法、甚ク巧妙ノレトモ性與トシテ頻繁ニ行フコトヲ得ス、タトハ頻繁ニ行フヲ得トシラハ官吏カアラユル貨物ノ價格ニ通曉セサル限リコレヲ適用シテ及テ稅官ヲ招クコトアルナリ、

(二) ニハ評價制度ナリ
輸入者ト稅關トノ間ニ價格ニツキテ意見ヲ異ニシクル時ニハ評價人ヲ撰ビ之ヲシテ評價セシムルナリ、我國ニ於テ此ノ制ヲ採用ス、即

予評價人ヲ四名トシニ名ハ税関長之ヲ争シニ名ハ異議ヲ唱ヘタルモ
ノ之ヲ撰ンデ以テ評價セシムルナリ。モシ評價人ノ評價ニ一致セカ
ル時ハ其平均ヲ以テ評價價格トス、此制モ虚偽ノ申告ヲ取締ル方法
ナルコトヲ失ハス。雖モ適當ナル評價人ヲ得ルコト容易ナラサルノ
ミナラス、假リニ適當ナル評價人ヲ得タリトシテモ問題ノ起ル毎ニ
此方法ヲトルコトハ繁雜ニシテ事實行ヒ難シ

既ニ輸入品ノ價格ヲ正確ニ知ルコト難シトセバタトヒ法律ニハ從價稅率
ヲ規定シオキテモ實際輸入者ノ負担ハ常ニ一様ナルコトヲ得ス。輸入者ノ
納稅道德ニヨリテモ差異ヲ生ス可ク税関吏ノ手心ニヨリテモ差異ヲ生スル
モノナレバ從價稅ハカハツテ不公平ナル課稅トナラサルヲ得ス。故ニ諸國
ハ U.S. A. ヲ除キテハ徵稅上ノ便宜ヲ重ンシテ原則トシテ從量稅制度ヲ
採用スルニ至レリ。

從量稅制度ハ上述シタル性質上ノ缺點アルニモセヨ一旦稅額ヲ定ムル時
ハ税関吏ハ單ニ機械的ニ重量等ヲ測リテ課稅スルノミナラス輸入者モ豫メ
其ノ負担額ヲ知ルコトヲ得ルガ故ニ徵稅ノ因連シテ不正ハ行ハル可キ余地

ナシ。而シテ下ツ從量稅ヲ設クルニ當リテハ其因ノ生産高ヲ調査スルヲ最モ
精確ナラサル可カラサルカ此ト云時ニ從量稅ニ伴フ缺點ハ可成ニヲ除ク
ノ途ヲ講セサル可カラス。

其ノ方法トシテ

- (1) 價格ノ変動ノ大ナルモノ並ヒニ公シ貨物ニシテ價格ノ差ノ甚ク大
ナルモノハ依然トシテ從價稅トナサル可カラス。然ラサレハ負担ハ
價格大ナルモノニ輕ク小ナルモノニ重シト云フ欠矣カ此種ノ貨物ニ
ツキテ最モ著シクナルカ故ナリ。此等ノモノヲ從價稅ヲ以テ課稅ス
レ片ハ上述ノ如キ徵稅上ノ障害アルヲ疑ヒナキアレド其範圍本カ
ラサレハ税関ニシテ特ニ價格等ヲ研究シ置クヲ不可能ナラサル可
ク、繁雜ナル手續ニヨリテ之ヲ取締ルヲ不可能ナラサル可シ。故
ニ從量稅ヲ適用スルヲヨリモ適カニ優レリト云フ可シ。
- (2) ニ工業品等ハ原料品製造方法等ニヨリテ價格ヲ異ニスルモノナ
レハ公シ稅目ニ属スル貨物モ之等ノ標準ニヨリテナル可ク細分シテ
之ニ依リテ價格算定シテ稅額ヲ定メサル可カラス。之ヲ細分スルヲ

多ケレハ平均シテ得タル單價自ラ適當ナルモノニ近カル可ク其ノ結果ハ從量税ニヨリテ課税スルヨリモ負担ノ不公平ハ甚シカラサルニ至ル可シ、現行関税則カ旧関税則ニ比較シテ複雑トナリタルハ從量税ヲ原則トシタル上ニ原料等ニヨリテ之ヲ細分シテ税額ヲ異ニスルニ至リタルカタメナリ。

(3) ハ價格ノ変動ノ結果トシテ立法當時ニ比較シテ負担ニ甚クシキ差を生シタル時ハ價格ヲ斟酌シテ之ヲ改正セラル可カラヌ

從量税ハ立法當時ノ價格ヲ標準トシテ之ヲ定メタルモノナレハ年月ヲ経ルニ從ヒテ價格變動シテ立法當時ニ比較シテ甚クシク差を生スルヲアリ、若シ價格騰貴スレバ從量税ノ負担ハ輕クナリテ從立法者ノ希望スル産業保護ノ目的モ亦財政收入ヲ得ルノ目的モ充足ニ達スルヲ得サルニ至ラン。之ニ反シテ價格大ニ下落スレハ從量税ノ負担ハ重クナリテ消費者ヲシテ多クノ犧牲ヲ私ハシメサ可クラス、故ニ價格ノ変動アレ時ニハ時々之ヲ調査シテ其時ノ價格ニヨリテ換算スル必要アリ、而テ近年物價著シク増加シタルカタメニ諸國ハ從量税ヲ以テ原則トスルカ故ニ一方ニハ産業保

護ノ効カク甚ク微弱トナルタルト今時ニ財政收入ノ増加ヲ見ルヲ得サルナリ。從量税國々之ヲ改正セムト欲ス。然レ物價ノ趨勢ハ之ヲ測知スルヲ得サレバ、從テ諸國ハ之ヲ改正セント欲ス。然シ物價ノ趨勢ハ之ヲ測知スルヲ得サルカ故ニ少シカラズ困難ヲ感シツ、アリ、物價安定スルニ至ルマテハ置トシテ種々ナル方法ヲ講ズ。例ヘハ仏國ノ如キハ一九一九年七月ニ從量税率ニ一定ノ係數ヲ乘シ其ノ積ヲ以テ輸入税額トセリ、其ノ係數ハ三ヲ越エサル程度ニ於テ各貨物ノ一九一三年ト一九一八年ノ公定價格ヲ比較シテ其ノ増加ノ割合ニ基キテ之ヲ定メタリ。當時價格ノ變動ニ注意シテ之ヲ改定ヲシツ、アルモノ、如シ、之ハ一例ニ過キガレドモ價格変動ヨリ生スル輸入税ノ負担ノ増減ニ對シテ相当ナル処置ヲセサレハ立法者ノ希望ヲ満足スルヲ得サルナリ

我國ハ旧条約時代ニ於テハ上述スルカ如ク從價税ヲ原則トシテ小數ノ貨物ニハ從量税ヲ設ケ居タリ、明治廿二年ヨリ施行シタル関稅定率法ニ於テモ從價税ヲ原則トセシモ從價税ニ代アルニ從量税ヲ以テ之ヲ便宜トスルモノニ對シテハ勅令ヲ以テ貨物ヲ指定シ六ヶ月以上ノ平均價格ヲ算出シテ從

價税率ニ基キテ從量稅ヲ試クルノ道ヲ開キタリ、明治三十九年ノ改定ニ於テ始メテ從量稅ヲ原則トスルニ至レリ現行法ニ於テモ本々ジ
 輸入稅ハ内國産業ヲ保護スルカアレトモ海外市場ニ販路ヲ擴張スルカタ
 メニハ不利益ナル場合多シ、何トナレハ輸入稅ハ内國ノ物價ヲ騰スルモノ
 ナルカ故ニ海外市場ニ於テ其國又ハ第三國ノ生産品ト競争スルカ困難ナ
 ラサルヲ得サルカ故ナリ、但シ關稅ニヨリテ其國ノ産業ノ基礎ヲ強固ニス
 ルヲ得レバ海外市場ニ於テハ特ニ價格ヲ低廉スルヲ得、從テ競争上不利
 利益ヲ見サルヲアラン、而シテ外國原料ヲ輸入シテ工業ヲ営ム時ハ若シ原
 料ニシテ全ク内國ニ生産セサル時ハ無稅トナスヲ得ルモノナルカ、内
 國ニテモ相当生産アル時ハ原料ノ生産者ヲ保護スルカタメニ相当輸入稅ヲ
 課セサルヲ得ス、其工業品ニシテ内國市場ノ需要ヲ目的トスルモノトナル
 時ハ工業品ノ輸入稅ヲ高ムルヲ以テ其目的ヲ達スルヲ得ルカ其工業品ヲ
 本國市場ニ輸出セサル可カラサル時ハ原料ノ輸入稅ハカヘツテ其輸出貿易
 ノ障害ヲナサン故ニ國家ハ原料輸入稅ノ負担ヲ減輕スル必要ヲ生スルナリ、
 斯ノ處稅ハ此ノ必要ノタメニ生シタルモノナリ

戻稅

現今戻稅ト稱スルモノハ原料品ニ課シタル輸入稅ノ全部又ハ其一部分ヲ
 其原料ヲ加工製造シタル後ニ輸出又ハ販賣スルニ當リテ返度シ又ハ既ニ課
 シタル内國消費稅ヲ工業品ノ輸出ニ際シテ返度ヲスルモノヲ云フナリ、即
 チ戻稅ハ

- (1) ハ外國原料ヲ用ヒタルモノヲ輸出スル片ニ原料輸入稅ヲ返度スル
 モノ即原料輸入稅戻稅
- (2) ニハ外國ノ原料ヲ用ヒタルモノヲ内國市場ニ販賣スルニ當リテ原
 料輸入稅ヲ返度スルモノ即製造戻稅
- (3) ニハ内國ノ消費稅ヲ貨物輸出ノ際ニ返度スルモノ即内國消費稅
 戻稅

ノ三種ヲ含ムモノナリ、
 製造戻稅ヲ許サハル片ハ其工業品ニシテ内國ニ需要アル片ニハ工業品ト
 シテ輸入セサル可カラサルモ戻稅許ス時ハ独リ外國ヨリノ原料ヲ輸入シ
 テ之ニ加工製造スルヲ得ルカ故ニ一面ニハ國際貸借上利益アルト全時ニ
 一面ニハ其國ノ工業ヲ振興スル利益アリ、又消費稅戻稅ハ内國ノ消費稅ヲ

輸出品ニ課スルヲ目的トセサルハ勿論之カタメニ海外ニ輸出スルヲ背
 セシメサラントスルモノナリ、故ニ此等点税モ商業政策上ハ利益アレトモ
 商業政策ヨリ見テ最モ重要ナルハ原料輸入税戻税ナリ、
 原料輸入税戻税ノ目的ハステニ之ヲ述ヘタリ此種ノ戻税ヲシテ本末ノ目
 的ヲ失ハシメリルカタメニハ戻税ヲ受クヘモ輸出品ノ原料ハ

(1) ニハ輸入シタルモノナリトイフ

(2) ニハ加工製造ニ際シ實際用ヒタルモノナリトイフ

(3) ニハ原料ヲ輸入シタル時ニ輸入税ヲ納メタルモノナリトイフ
 ヲ要スルナリ

若シ内国ノ原料ヲ用ヒタルモノ又タトヒ外国原料ヲ用ヒタルモノニセヨ
 實際用ヒタルモノヨリ多ク用ヒタルモノナリトシテ戻税ノ恩典ニ浴セシメ
 ル時ハアツカモ国家ハ輸出奨励全ヲ共フルニ等シクナリ國庫ノ負担ヲ相当
 重カラサルヲ得サルト云時ニ通商國ヲシテ之カ對抗策ヲ講セシムルニ至テ
 ン、故ニ國家ニシテ戻税ノ範圍ヲ脱セシメサルニ欲セハ之等ノ莫ニツキ
 テ充分ニ取締ヲナサバ爾可カラズ然シテ此等ノ實行上甚タ困難ナル故

ニ諸國ニハ種々ナル制度ヲ設ク而シテ諸國此種ノ戻税法則ハ大別シテ二トナス

(I) U.S.A. ニ於テ行ハルモノニシテ、戻税ヲ受ク可キ貨物ノ範
 圍ニ制限ヲオカズ苟モ輸入シタルモノヲ再輸出スルニ當リテ上述

ノ莫ニツキヲノミ之ヲ取締ラントスルモノナリ、即チ國家ハ輸入税

ヲ納メタル價格ノ範圍ニ於テハ輸入税ヲ返戻スルナルカ其以外ニハ

之ヲ行ハサラントスルモノナリ、國庫ヲシテ特ニ負担ヲナサシメサ

ルカタメナリ、而テ之カタメニハ普通ハ原料ヲ輸入シタル際ニ輸入

税納付証ヲ交付シオキ他日製造シタルモノヲ輸出スルニ當リ其ノ納

付証ヲ添附マル其ハ其ノ原料ハ輸入シタルモノナリヤ否ヤヲ問ハス

シテ戻税ノ恩典ニ浴セシメルモノナリ、独リ此ハ之ト異ナリ輸出

工業品ニ對シ輸出証ヲ添附シテ之ヲ添附シテ原料ヲ輸入シタルモノ

アル片ハ其原料ヲ無税ノモノニ輸入セシムルモノナリ、實際上ノ便

利ヨリイハハ独乙ノ行フ方カハルカニ優レルモノ、如シ。
 我國ハ関稅定率法第九條ニ輸入原料品ニテ命令ヲ以テ指定シタル輸出
 品ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムルトコロニヨリ其輸入税ノ全部又
 ハ一部ノ免除又ハ払戻ヲナスコトヲ得トアリ、即チ戻税ノ恩典ヲ受クルモ
 ノハ貨物ノ範圍ヲ限定スルト同時ニ戻税ノ本質ヲ失ハシメサルヲタメニ嚴
 密ナル取締ヲ爲ス、從テ我國ニ於テハ戻税ノ制度アレドモ其ノ商業政策上
 ノ効果ハ著シカラス、故ニ其ノ制度ヲ採用セサル可カラスト論スルモノ少
 ナカラス

戻税ニ類スルモノニ加工輸入 (Temporary admission) ト称スルモ
 ノアリ、外國ヨリ原料ヲ輸入シ我國ニ於テ加工セシメントスルモノアレハ
 之ニ輸入税ヲ課セサルコト、換言スレバ再輸出ヲ條件トシテ輸入原料ニ對
 シ輸入税ノ徵收ヲ猶予スルモノナリ
 此制度ハ外國ヨリ我國ノ技術ヲ移スルモノアリテ其ノ原料ヲ我國ニ輸入
 シテ加工セシメントスルモノアルニ當リ之ニ輸入税ヲ課スルトキハ其ノ更
 進キカクメニシテ再輸出ヲ徵收セサルカ故ニ其ノ輸入税ヲ免除シテ以

テ此ノ種ノ輸入ヲ獎勵センガタメニ起リタルモノナリ
 戻税、法律ニ定メタル條件ヲ具備シタルモノニ限リニ納メタル輸入税ヲ返
 戻スルニ過キサル故ニ關稅行政上之カ取締ハ容易ナレト加工輸入ハ再輸出
 ヲ條件トシテ輸入税ノ徵收ヲ猶予スルモノナレバ充分ナル取締ヲ爲メニ非
 レハ動モスレハ密輸入ヲ盛ナラシムル危險ナシトセス、殊ニ改州諸國ニア
 ラハ加工ノ義務ヲ本邦ニ於ケルカ如クニ賦課ナラサル故ニ其ノ取締ヲ嚴ニ
 スルノ要アリ、然ルニ我國ノ用語ニ於テハ加工ト製造トヲ區別シ、加工ハ
 其ノ原料ノ形態ヲ失ハサルモノ、加工ノ後ニ至リテモ尚ホ明カニ其原料ヲ
 認メ得バキモノヲ指スナレバ、加工輸入ニ對シテ取締ヲ寬大ニスルモ其ノ
 危險少ナシ、殊ニ我國ニアリテハ加工輸入ハ美術工藝ノ範圍ニ之ヲ限ルカ
 故ニ其ノ濫用ヲ見ルコト少ナシトイフ我が國稅定率法第八條ニハ加工ノタ
 メ輸入スル物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年以内ニ再輸出スルモノニハ命令
 ノ指定スル所ニヨリ輸入税ヲ課セサルコトヲ規定シ明治三十九年勅令第二
 十大号ニ其範圍ヲ明カニ定ム
 戻ニ加工ノ定義此ノ如ク被課ニシテ其ノ担保ニ取ル可キ貨物ノ範圍ヲ限定

シ且ツ輸入ノ際ニ税金ニ相当ナル担保ヲ提供セシムルモノナレハ取締トシ
 ラハ輸入ノ申告者ニ輸入ノ目的、加工ノ種類、即チ加工者ノ氏名ヲ附記セ
 シメ及加工シタルモノヲ輸出スルニハ其ノ原料ノ輸入ノサレタル港ヨリ為
 シ、輸出ノ際ニ加工者ノ作リタル加工證明書ヲ添付スベキコトヲ規定ス
 ルニ止マル。尤モ輸入シタル日ヨリ一年以内ニ輸出セサルトキハ輸入税ヲ
 徴收ス、其ノ適用ノ範圍廣カラサレト、我國ノ美術工藝ヲ世界諸國ニ知ラ
 シムルノニナラス我國ノ工業家等ヨリテ外國ノ注文ニ應ジ加工スルコトニ
 ヲリテ其ノ報酬ヲ受クル額少シテ少ナカラスト云フ、故ニ我國ニトリテハ
 相當利益ナル制度ナリト云ヒ得ルナリ、但シ其ノ範圍ヲ擴張スルトキハ関
 税制度ヲ擁護スルタメニハ取締ヲ嚴重ニスルノ要アレハ之ヲ擴張スルコト
 容易ナラスト信ス。

保税倉庫 (Bonded Warehouse)

関税ヲ未タ納メサル輸入貨物ヲ藏置保管スル倉庫ナリ
 此制度ノ利益ハ大略次如シ

(一) 輸入者又ハ輸入貨物ノ所有者ヲシテ最も便宜トスルトキニ輸入手續ヲ
 ナスヲ得セシムルコトナリ

若シ輸入トシ時ニ輸入税ヲ納メサル可カラズトスレバ輸入者ニトリテ
 ハ不次少ナカラズ、殊ニ其ノ輸入者ニシテ資本力ニ乏シケレハ尙概ノ熱
 マルヲ待ナラ之ヲ賣ル能ハス、輸入税ノ負担ヲナルヘク早ク免レンタメ
 ニ速カニ之ヲ賣ラサル可カラズ、此事ハ現今ノ外國ノ貿易ハ信用アル者
 ノ間ニハ即時ニ代價ヲ出サシテ賣買取引ヲ為シ得ル便宜ヲ没却スルモ
 ノナルト至時ニ資本ノ乏シキモノヲシテ資本ノアルモノト同等ノ位置ニ
 立ナテ商業ヲ営ムヲ得サルニ至ラシメ其結果ハ資本アルモノニ圧迫セラ
 ルコトナリ

然ルニ保税倉庫ヲ設ケ之ニ藏置セル間ハ未ダ輸入セラレサルモノト爲ス
 トキニハ其不便ナルコトナシ、且ツ保税倉庫ヲ普通ノ商業倉庫ノ如ク倉
 庫証券ヲ發行スルカ故ニ恰モ貨物ヲ積マスト至シク商業ヲ営ム上ニ於
 障ナシ而シテ輸入者又ハ輸入者ヨリ貨物ヲ受取リタルモノカ便宜ナリト
 信スルトキニ輸入手續ヲナセハ其貨物ヲ引取ルコトヲ得レハ商業上ニハ

大ナル利益アリ殊ニ私設ノ保税倉庫ヲ許シ外國ノ原料ヲ用フル工業家ヲシテ此ノ種ノ保税倉庫ヲ設置セシメ、ソノ原料ヲ之ニ蔵置スルヲ許サシメ必要アルトキ倉庫出シテ再サシメルトキハ之等ノ工業家ニトリ生産費ヲ軽減セシムル利益頗ル大ナルモノアリト言ハサル可カラス。

(二) 仲次商業ヲ奨励ス

國ニヨリテハ其國ニ於テ消費スルニ非ス第三國ニ再ヒ輸出シテ其間ニ利益ヲ得ントスルモノアリ、所謂仲次商業ナルモノナリ、古ニ於テハ此ノ種ノ商業盛ニ行ハレタリ、近年ニ至リテハ交通運輸機向ノ發達ト相待チテ生産國ト消費國トク直接ニ商業ヲ行フニ至リタレハ仲次商業ハ古ノ如ク重要ナラサレト而モ尙國ニヨリテハ之レニ依リテ大利ヲ收ムルモノアリ、之等ノ商業ヲ管ムモノニトリテハ輸入ト共ニ輸入税ヲ收ムルトキハ到港之ヲ行フヲ得ス、又此メヨリ第三國ニ輸出スル目的ヲ以テ輸入シタルモノニ非ストスルモ市場ノ状況ニヨリテハ再ヒ輸出セサル可カラフ

ルコトナシトセス、此等ノ場合ニ於テモ輸入ト共ニ輸入税ヲ收ム可カラストスレハ戻税ニシテ上述ノ如ク其ノ適印ノ範圍限定セラレラル限リハ到底ノ希望ヲ達シ得ス、故ニ保税倉庫ヲ設ケ輸入ト共ニ輸入手續ヲ爲スコトヲ必要トセサルヤウニスルトキハ仲次商業ヲ奨励セシムル効少ナカラス、之カ諸國ニ於テ保税倉庫アル所以ナリ、保税倉庫ハ輸入手續未了ノ貨物ヲ蔵置スルモノナレバ性質上私設保税倉庫ヲ許ス可カラサルモノ、如シ、然シナカラ現今私設保税倉庫ヲ認めサル國ナシ、甚シキハ英國ニ於テハ保税倉庫ハ盡ク私設ナリ、

私設保税倉庫ヲ認めル所以ハ官設ノ保税倉庫ノミニテハ外國貿易ノ發達ニ伴ヒ之ヲ擴張又ハ増置スルヲ得サルカ故ナリ、且仮令保税倉庫ヲ私設スルモ相当ノ取締ヲ爲ストキハ密輸入ヲ招キ関税制度ヲ破壊スル虞ヒナケレハナリ、我國ニラモ官設ノ傍ニ私設保税倉庫ヲ許ス、ソノ取締ハ

- 一、之ヲ設ケントスルモノハ大藏大臣ノ特許ヲ得ルヲ要ス、大藏大臣ハ三十年以内ニ於テ相當ノ期限ヲ定メテ之ヲ許ス
- 二、私設保税倉庫ヲ設立シタルモノハ蔵置貨物ノ種、建物、坪數等

ニヨリ担保ヲ供セザルベカラズ之ハ倉主ニ對シ概括的ニソノ藏置物
ノ輸入税ニツキ担保ヲ出サレムル目的ニ出ザルナリ
倉主ハ藏置物ニツキ一切ノ責ニ任セサル可カラズ

一、其ノ責ニ任スルトハ若シ法定ノ藏置期限ヲ経過スルモ貨物ノ所
有者ニシテ輸入手續ヲ為サ、レハ藏主ハ代リテ輸入手續ヲ為サ、レ
ヲ得、藏置貨物ニシテ消失又ハ盜難ニカ、リタルトキハ自ラ輸入
税ヲ負担セサルヘケラス、モツトモ旧法ニ於テハ不可抗力等ニヨリ
貨物ノ滅却スルコトアルモ尚ホソノ責ニ任セサル可カラズトセシカ
嚴ニ失スルトノ理由ニヨリ藏置貨物ニ異状ヲ呈シタルトキハ蓋チニ
税関ニ届ケテ出テ税関吏ノ臨檢ヲフルヲ要ス、又腐敗、損傷其ノ他ノ
理由ニヨリ滅却シタルトキハ税関ノ承認ヲ經ハキコトハス
四、其ノ倉庫ニハ二重ノ鍵ヲ設ケ其ノ一ツハ税関之ヲ保管シ、倉庫ノ
開閉貨物ノ出入ニハ税関官吏ノ立会ヲ要ス
既ニ倉主ノ責任如之重クアル以上ハ其藏置貨物ハ他人ノ所有ニカ
カルモノナルト否ト問フノ要ナシサレハ上述ノ如ク外國ノ原料
ヲ用フル工業家ニシテ其該保税倉庫ヲ作り其原料ヲ藏置スルモノ新

假置場

クラソリ末レリ

税関ノ保税倉庫ハ嚴重ニ輸入貨物ノ藏置ノミヲ許スニ止マルモノナルカ
故ニ輸入者等ハ之ヲ不便トシラツトニ自由港設置ノ必要ヲトクスノアリキ
政府ハ明治三十三年諸國ノ自由港ノ制度ヲ模範シテ税関假置場ヲ設ケテ
月々限度トシテ貨物ノ改良、荷令其他ノ手入ヲスルコトヲ許セリ、サレト
其規模甚々小ニシテ自由港ノ如キ効果ナキハ勿論、輸入貨品等ノ希望ニ副
フコト能ハザリヤ、明治四十五年大ニ改メ假置場ノ制度ヲ設ケタリ、名稱
ヨリスレハ僅ニ税関ノ二字ヲ省キタルノミナラス假置場法第一條ニハ外國
貨物ヲ仮リニ藏置スル所ナリト説明スレトモ其性質ハ大ニ異ナリ假置場ハ
輸入手續未済ノ貨物ノ加工製造ヲ許ス所ナリ、假置場ヲ許ストキハ外國ノ
原料ヲ甲ヒテ製造ヲナシ、假置場ニ出ルモノハ其ノ容易トナリタリ、殊
ニ假置場目録トスル假置場原料ニヨル工業ヲ営ムモノハ其ノ上場ヲ假置場ト
スレハ度稅制度ノ如クニ贅雜ナル手續ニヨラスシラ自由ニ外國ノ原料ヲ用
フルコトヲ得ルカ故ニ大ニ利益アリトイフコトヲ得ヘシ假置場ハ工業家ニ

トリラ大ニ便利ナレトモ保稅倉庫等ニ比較シテ一層取締ヲ嚴ニスルニアラ
 カレハ関稅制度ヲ破壞スル危險アリ。私設仮置場ヲ設ケントスルトハ保
 稅倉庫トシテ大蔵大臣ノ特許ヲ要ス。大蔵大臣ハ仮置場ニ於テ加工製造
 フナスコトヲ得ル貨物ノ種類ヲ定ム其範圍ヲ限定スレハ取締上ノ必要アル
 カ故ナリ其他上述ノ保稅倉庫ニ干スル取締制度ハ格シテコレニ充ツルモノ
 ナリ但シ保稅倉庫ハ藏置期間ヲ一年トスレトモ仮置場ハ加工製造ノタメニ
 関稅ノ徵收ヲ猶予スルモノナルカ故ニコレヨリハ遙カニ短カラサル可カラ
 ス。即チ我國ノ制度ニラハ六月ヲ限則トシ特別ノ理由アル場合ハ税關長
 ハ申請ハヨリテ之ヲ延長スルコトヲ得且ツ貨物ハ保稅倉庫ノ如ク變化セザ
 ルモノニアラサルカ故ニ取締ヲ嚴ニシテ税關官吏ハ仮置場ニ出入スルモノ
 ノ身体及コレニ屬スル物件ニツキテ捜索ヲナスコトヲ得ルモノトセリ

自由港
 仮置場ト譽。全一ノ目的ヲ有スルモノヲ自由港トス
 自由港ハ商港ノ全部又ハ一部ヲ関稅制度ノ上ニテ外國ト見做シ其ノ地域内
 ニ於テハ貨物ノ輸出入ハ勿論。輸入貨物ノ改裝荷合ヲハジメ加工製造ヲ自

一三三

由ニナスモノタイプ。普通自由港ト稱スルモノニ三種アリ自由港市（*Free haven Stadt*）自由港區（*Free haven district*）及自由地域（*Free territory*）即チ之ナリ

自由港市ハ商港ノ全部又ハ一部ヲ関稅制度ノ上ニテ外國ト見做シ上述ノ加工製造
 進歩ヲ自由ニセシムルハ勿論其地域内ニ人民ノ居住生活スルヲ許スモノナ
 リ

自由港區ハ商港ノ一部ヲ関稅制度ノ上ニテ外國ト見做シ其ノ地域内ニ人民ノ居住生活スルヲ許スモノナ
 リ

自由地域ハ自由港區ノ範圍ノ小ナルモノニシテ單ニ貨物ノ改裝荷合、手
 入等ヲ許スノミ

自由港ノ起源ハ自由港市ニアリ殊ニ近世ニ於テ十九世紀ノ半バ、スエス
 達河印通スルヤ *Staly* ノ諸邦ハ之ヲ模トシテ再ヒ商業上ニ活躍セント欲シ
 自由港市トナリタルモノ多カリキ。然シナガラ自由港市ノ制度ハ近世ノ商
 業政策ノ主眼ニ反スルモノ甚シキモノナリ。何トナレハ此ノ制度ハ其ノ港

一三三

市ヲ等ケテ関稅制度上外國トナスモノナレハ

一、其土地ト外國トノ商業關係ハ密ニ親密ナリ得ハケンモ内地トノ商業關係ハ疎隔セサルヲ得又其結果ハ動モスレハ其地ハ内地ト利益ヲ與ニスルニ至ラン

二、其土地ト内地トノ交通ハ對立之ヲ嚴密ニ監督シ得ス、其ノ結果ハ密輸入盛ニ行ハル

三、ニハ其都市人口甚タ多ク貨物ノ消費少ナカラサルカ常ナルカ故ニ由ラ其土地ニ於テハ外國品ヲ消費スルコト多ク、從テ或ル程度マテハ内地貨物ノ販路ヲ縮小スル結果ヲ生ス、

故ニ諸國カ此等ノ弊アルヲ見ルヤ自由港市ノ制度ヲ廢ルニ至レリ現今此制度ノ行ハルハ海外領地ニシテ單ニ仲次商業ノ土地ナルカ又ハ未開地ニシラ其ノ國ノ商業力一ニノ商港ニ集中スル所ニ限ラル從テ現今自由港トイハハ自由港區ヲ指スモノ、如シ

自由港區ハ *Hamburg* コ以テ最初トス *Kanaburg* カ自由港區トナリタルハ年々偶然ナリ、全市カ入シク自由港區トシテ板カヲ振ヒ独ニ帝國建設サ

ル、ヤ之ニ合併スルヲ肯セズ *Bismark* ハコレニ交渉シテ都市一部ヲ限ツテ貨物ノ輸出入ヲ自由トシ獨乙ノ關稅制度上例外ヲ設ケルト今時ニ其港灣ノ設備ヲ完全ニシテ諸外國ノ商港ヲ凌駕セシムルタメニ帝國ハ港灣修築費ノ一部ヲ負担セリ

諸國ハ *Hamburg* カ自由港區ノ制ヲトリシヨリ之ニ倣ヒ自由港ヲ設ケタルモノ又設ケントスルモノ甚タ多シ

自由地域ハ自由港區ニ比較シテ其効果限定セラレ、モノナルカ故ニ此處ニハ自由港區ノ經濟上ノ効果ヲ説明スルニ止メン

自由港區ヲ設ケル時ハ
一、ハ保護船舶ノ制ヲ大ニ擴張シタルト等シク輸入手續等ヲ敏活ニナスコトヲ得、殊ニ自由港區内ニ於テ海陸ノ連絡ヲヨクスル時ハ其ノ効果著シクアリ其ノ結果外國貿易、コ、ニ集中スル傾向アルナリ、從テ其國ニシテ仲次商業ヲナスニ適スルモノナルトキハ之ヲ若シク促進スルコトヲ得ルナリ、
二、ハ輸出ヲ目的トスル外國原料ニヨル工業ヲ振興スルコトヲ得、

一三六
此点ニツキテハ上述ノ仮置場ト比較セサル可カラス。我國ニ於テモ
仮置場制度ヲ認ムル以上更ニ自由港ヲ設クル必要ナシト論スルモノ
少ナカラサルカ故ナリ

仮置場ト自由港ヲ比較スレハ自ラ得失アリ

一、前者ハ生産ニ適スル土地ヲ得ヒ之ヲ設クルヲ得。從テ工場ノ土地
ノ価格モ、労働者ノ賃金モ比較的ニ低廉ナルコトヲ得ルカ、後者ニ
於テハ商港内ニ之レヲ設ケサル可カラサルカ故ニ土地ノ価格モ賃金
モ低廉ナラス故ニ商港等ニ工場ヲ設クルコト最モ利益トスル工業ヲ
除キテハ仮置場制ニヨル方工業上ノ利益ハ大ナル可シ。

二、ニハ前者ハ地方ニ工場ヲ散在セシムルカ故ニ商業上ノ利便ヲ享受
セシムルコト難キハ勿論他ノ工業等ト相俟テ製造ヲ完成セサレ可
カラサレヌノ弊ニトリテハ不利少ナカラス之レニ反シテ後者ニヤリ
テハ商業上ノ利便ヲ受クルコト逆カニ優レリト謂ハサル可カラス
故ニ工業ノ中ニ比較的商業ニ重キヲ置カサル可カラサルモノハ自
由港ニヨルヲ可トス。

商業政策 終り

商文大文

一八

大正十二年三月三日印刷
大正十二年三月八日發行

(非賣品)

編輯兼
發行所

東京市麹町區飯田町六一

前田政五郎

印刷所

全

北光社

電話 九做二六一九番

14
695

終

